

第3章 史跡宇和島城の本質的価値

第1節 本質的価値について

第2節 構成要素について

第1節 本質的価値について

1 昭和12年指定当時にあげられた宇和島城の価値

第2章にある指定説明では、昭和初期の指定ということもあり、詳細な説明はなされていないが、「三層ノ天主閣ヲ始メ舊建築ノ礎石、各所ノ石壁、石段、追手門、上り立門等ヨリ保存セラル」とあるように、昭和9年に国宝（現 重要文化財）指定をうけた、天守・追手門という城郭の主要建造物が現存、さらに櫓跡や石垣、城道などの城郭遺構の遺存状況も良好であることから、近世城郭址としての総合的な遺構の遺存度の高さを評価している。また「城構ハ丘陵ヲ利用セル平山城ニ屬シ、宇和島灣ニ面セル景勝ノ地ニアリ。」ともあり、平山城で且つ水城という特性から生じる景勝地としての価値も加えられている。

指定後80年余りを経て、追手門は戦災により焼失してしまったものの、天守を始めその他の遺構は当時と変わらず保存されており、各種調査の成果を鑑みながら、宇和島城の特徴、本質的価値を改めてまとめている。

2 最新調査成果に基づく本質的価値の再整理

宇和島城は、慶長元年（1596）豊臣秀吉配下であった藤堂高虎が在郷領主の山城を山麓部と含めて近世城郭化した平山城で、伊予国南部における慶長の役派兵拠点として整備された水（海）城といえる。その後、慶長20年（1615）に入部した宇和島伊達家が9代にわたって居城、明治を迎えても存城扱いとなり陸軍省広島鎮台の管轄後、平地部分は堀の埋め立てなど市街地化が進んだが、山上部は伊達家が払い下げを受け、戦後まで所有・管理し、大きく改変されることはなかった。宇和島市へ譲渡後、都市公園として供用が開始されるものの、本格的な発掘調査や史跡整備が昭和期には行われることはなく、石垣や礎石などの遺構は江戸期の状態がほぼ手付かずの状態まで今日に至っている。

山頂に鎮座する天守は、現存する12天守の1棟であり、その文化財的価値の高さはいうまでもない。藤堂高虎による望楼型天守が初代天守となるが、現存天守は宇和島伊達家により寛文年間に天守台から新造されたといっても過言ではない層塔型天守である。築後約50年という短期間で望楼型から層塔型へと改築、小振りながらも泰平の世を反映した秀麗な天守は、御殿建築技術も組み込まれており、建築物そのものの価値も非常に高い。また中世山城を髣髴させる山上の郭や城道は往時の姿をとどめ、櫓跡や石垣などの遺構が各所によく遺存している。特に石垣には多様なバリエーションが認められ、近世城郭の築城技術が著しく飛躍した慶長初期の藤堂高虎に

よる築城、完成形態となった築城技術が用いられた城郭全域にわたる宇和島伊達家2代宗利の寛文期の改修、当時の最先端技術であった台場（砲台）構築を先導した8代宗城による嘉永期の改修など当時の時代背景や史実を物語っている。そして、宇和島城は平山城と評価されていながらも、昭和12年(1935)の指定時には、平地部分は追手門の土台（石垣）部分のみしか指定をうけておらず、昭和20年(1945)の宇和島空襲にてその追手門も焼失、昭和24年(1949)に国宝指定が解除、昭和26年(1951)の戦災復興事業により石垣も撤去、総郭部分は市街地と化した。しかし、平成2年（2010）完全撤去と考えられていた追手門土台の根石部分が確認され、地下遺構が遺存していることが明らかとなった。さらに平成28年に追加指定を受けた作事所跡は遺構の遺存状況も良好で、全国的にも現存事例が希少である。今後の調査成果によって建築物等の復元の可能性もあり、資材の確保、生産から実際の作業に至るまでの作事や普請にかかわる諸活動は城郭の内外で行われるものであり、同所は山上部の遺構にあらたな知見を与えると共に、史跡の活用上でも山上と平地をつなぐ空間として重要である。

このように、①現存天守を有する貴重性、②遺存状況が良好な石垣等遺構が物語る歴史性、③新たな知見と活用が期待出来る作事所などの平地遺構と、山頂から山麓にかけて平山城として整備された近世城郭の姿をよく理解することが出来る。

3 市民とのかかわりの歴史の中で醸成された価値

城郭としての本質的価値という視点以外に、宇和島城がもつ象徴的な意味や市民とのかかわりの中で付加された価値がある。

① 宇和島市のシンボルとしての価値

宇和島城天守は全国で現存する12の天守の一つである。市街地の中心に位置する宇和島城は小高い緑の孤立丘として残存する。その頂部に天守を頂く姿は、城下町宇和島のシンボリック存在となっており、主要な観光資源となっている。

② まちづくり行政の中核的存在

宇和島市の中心市街地は城下町を継承して発展した町であり、周囲をとりまく市街地の至る所から間近に望める城郭は、重要な景観資源であり、城下町宇和島を基盤としたまちづくりの上からも中核的存在となっている。

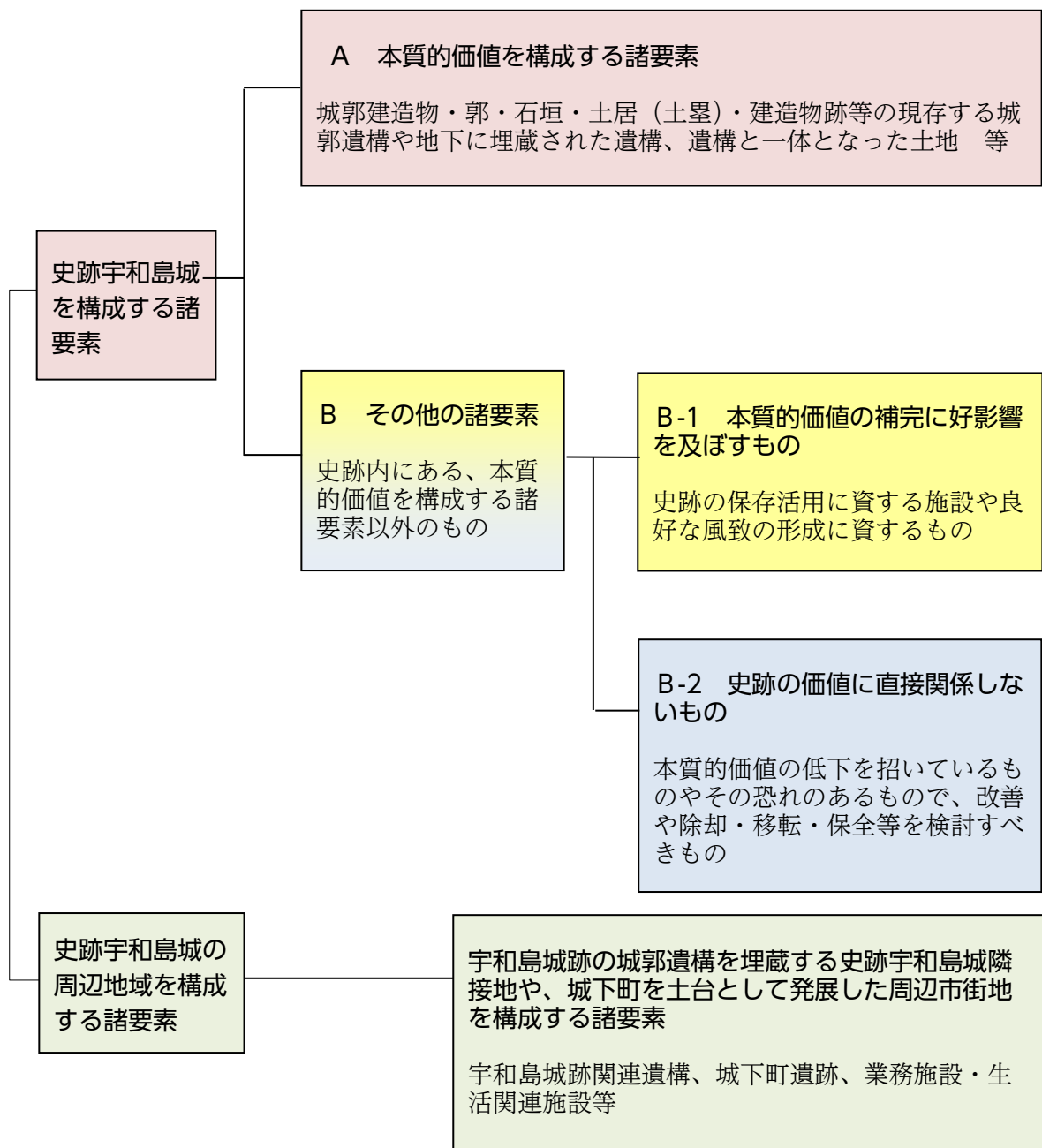
③ 市民に親しまれてきた歴史公園、公益空間としての機能

宇和島城は明治になると兵部省の所轄を経て、伊達家に払い下げられ、戦後には宇和島市に譲渡、市民に開放された。以後、市民に身近な「お城山」として親しまれ、宇和島市民にとって郷土の誇りとなるものである。

第2節 構成要素について

1 構成要素の特定

史跡宇和島城を構成する諸要素には、石垣や郭、現存天守といった史跡としての本質的な価値を構成する諸要素と、その他の諸要素からなる。また史跡周辺地域には、地下遺構としての宇和島城跡関連遺構をはじめとして、関連する文化遺産や城下町の街区を継承する町並み等の歴史的要素や、その他社会的要素、自然的要素等が取り巻いている。



2 史跡宇和島城を構成する諸要素

A 本質的価値を構成する諸要素	
地上遺構	歴史的構造物：造成地形、郭(本丸、二之丸、長門丸、藤兵衛丸、作事所跡等)、石垣、土居(土塁)・建造物跡・門・櫓・堀跡等建物跡礎石、道・石段、井戸等 歴史的建築物：天守(重要文化財)、上り立ち門(市指定建築物) 【移築城郭関連建築物】 旧山里倉庫(城山郷土館)
地下遺構	宇和島城関連：門・櫓・御台所・堀・作事所等建物跡、石垣(石垣基礎部や現存石垣の内部に埋没している古い石垣)、排水遺構、道跡、中世城郭関連遺構等
遺構と一体となった土地	城郭遺構が築かれた地盤となる土地や地形(丘陵地及び裾部平坦地) 史跡に好影響をあたえている植生(管理されている自生樹木、史跡整備としての植栽木)

B その他の諸要素		
B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの	史跡の保存活用関連施設	遺構表示施設：遺構平面表示(櫓跡) 保存施設：遺構等説明板・遺構等記名板 管理運営施設：城山管理事務所、倉庫類、宇和島城整備事務所(旧JT事務所)、堀・柵類、管理用道路、水栓等設備関係(側溝等)、電気関係等 防災施設：消火栓、防火水槽・揚配水ポンプ、急傾斜地崩壊対策施設(擁壁、フェンス等) 公開活用施設：案内・誘導板、ベンチ・アズマヤ等休憩施設、トイレ・水飲み等便益施設、城山郷土館玄関増築部・内部展示物、ライトアップ施設(一部公園施設等含む) その他：1等水準点(S7・陸地測量部設置)
B-2 史跡の価値に直接関係しないもの	公園施設・観光関連施設等	公園・観光施設等：石碑、植物記名板、砂場・ブランコ・滑り台・シーソー等遊戯施設、自販機、【移築建築物】穂積兄弟生家長屋門 記念碑類：城譲渡記念碑(S42)、児島惟謙像(S60)、中井コッフ歌碑(S35)、中原町長頌功碑(T8)
	その他公益施設	その他公共施設：城山配水池、通信関係(防災サイレン)
	史跡に悪影響を及ぼす植物	自生木及び草本植物：クスノキ・カゴノキ・ムクノキ・エノキ等 広葉樹、イヌマキ等針葉樹、草本類 植栽木：クスノキ(代右衛門丸・明治期)、サクラ類、フジ(藤棚)等
	生活関連施設	民有地内建築物・工作物：住宅、幼稚園、店舗、駐車場(屋根付き)等

A 本質的価値を構成する諸要素

【地上遺構】

		
城郭：本丸	城郭：二之丸	城郭：帯曲輪
		
城郭：井戸丸	城郭：藤兵衛丸	城郭：長門丸
		
城郭：代右衛門丸	城郭：式部丸	城郭：三之丸跡
		
石垣：本丸		(本丸土居)
		
石垣：二之丸		

		
石垣：井戸丸		
		
石垣：藤兵衛丸		
		
石垣：代右衛門丸		
		
石垣：長門丸		
		
石垣：式部丸	石垣：上り立ち門	

		
石垣：三之丸		櫓跡：本丸
		
門跡：藤兵衛丸		
		
櫓跡：長門丸		登城道：本丸
		
登城道：二之丸		登城道：藤兵衛丸
		
登城道：長門丸	登城道：代右衛門丸	

登城道：式部丸		登城道：上り立ち門
登城道：井戸丸		
登城道：代右衛門丸	登城道：三之丸	井戸：井戸丸
井戸：式部丸	宇和島城 天守(外観)	
宇和島城 天守(外観)	宇和島城 天守内部及び展示物等	



宇和島城 天守からの眺望(左：北西方向／右：南東方向)



上り立ち門

旧山里倉庫(城山郷土館)

【地下遺構】



作事所跡

櫓跡：二之丸

門跡：追手門

【遺構と一体となった土地】



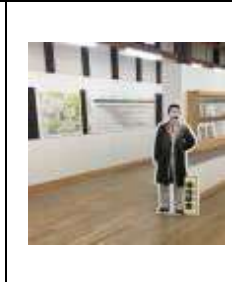
宇和島城遠景（東方より：丸山より）

B その他の諸要素

【B-1 本質的価値の補完の好影響を及ぼすもの：史跡の保存活用関連施設】

		
遺構平面表示(櫓跡)：二之丸	保存施設：遺構等説明板	
		
遺構説明板		遺構等記名板
		
遺構等記名板	管理運営施設 城山管理事務所(左)・宇和島城整備事務所(旧J T事務所)(右)	
		
倉庫 1	倉庫 2	ロープ柵
		
木柵	擬木柵	石柵

			
ネット柵	フェンス柵	金属柵	
			
石積＋ブロック塀	擁壁	車止め	
			
管理用道路		(仮設デッキ)	
			
仮設階段	モノレール	集水枡	
			
排水、配管等設備関連			

			
防災施設：消防関連	消火栓		防火水槽
			
急傾斜地崩壊対策施設			
			
急傾斜地崩壊対策施設			
			
急傾斜地崩壊対策施設			
			
公開活用施設：記名・由来説明碑	旧山里倉庫（城山郷土館）内部		

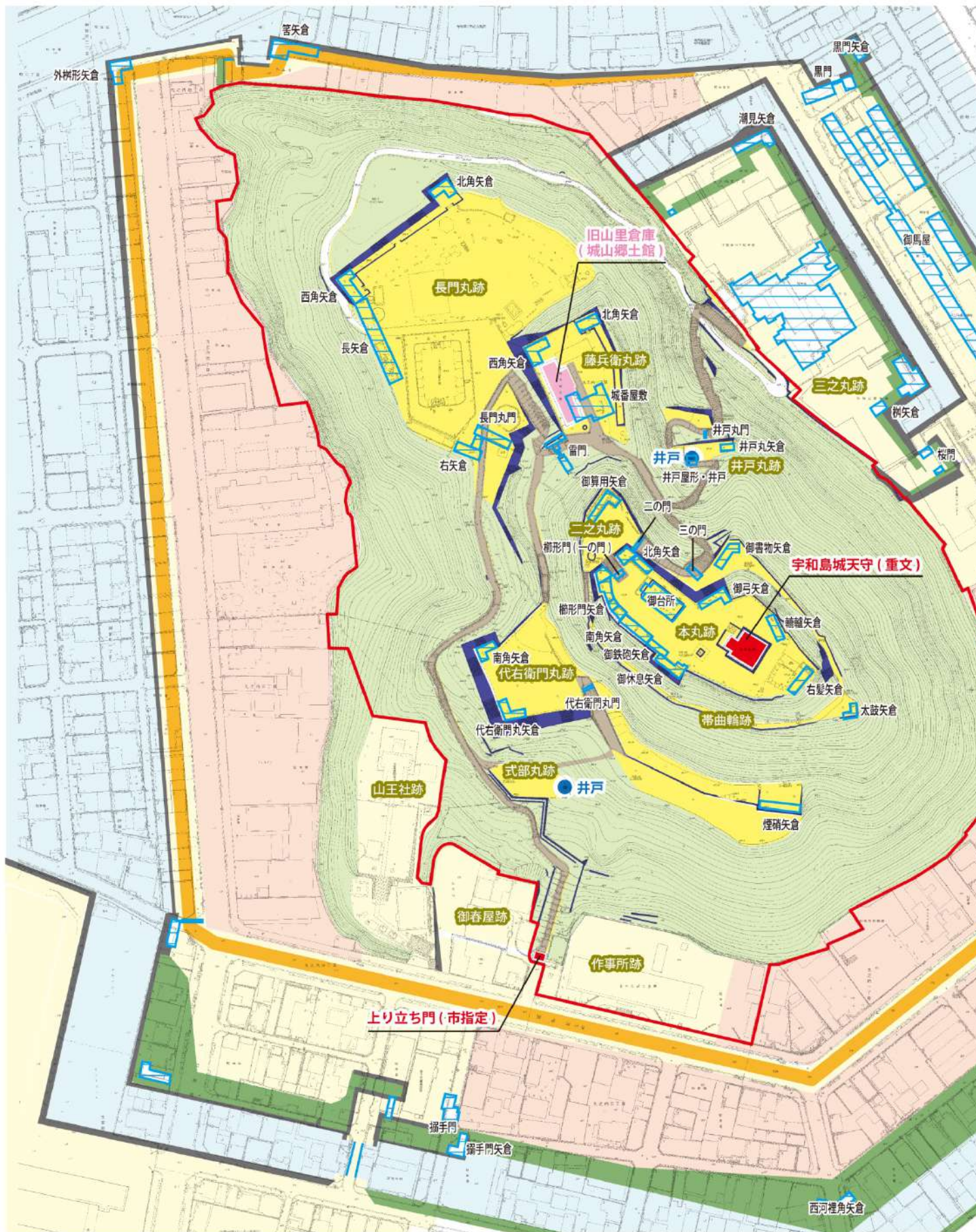
		
ベンチ (石製)		ベンチ (木製)
		
ベンチ (木製)		ベンチ (アルミ製)
		
アズマヤ	パーゴラ	水飲み
	 	 
案内板		誘導板
 		
案内・記名板等	ライトアップ施設	1等水準点

		
トイレ（史跡内）		トイレ（史跡外）

【B-2 史跡の価値に直接関係しないもの】

					
公園・観光施設等：遊具（ブランコ・滑り台等）		遊具（砂場）			
					
児島惟謙像		中井コップ歌碑			
					
その他公共・公益施設：城山配水池				通信関連（防災サイレン）	
					
【移築建築物】穂積兄弟生家長屋門					

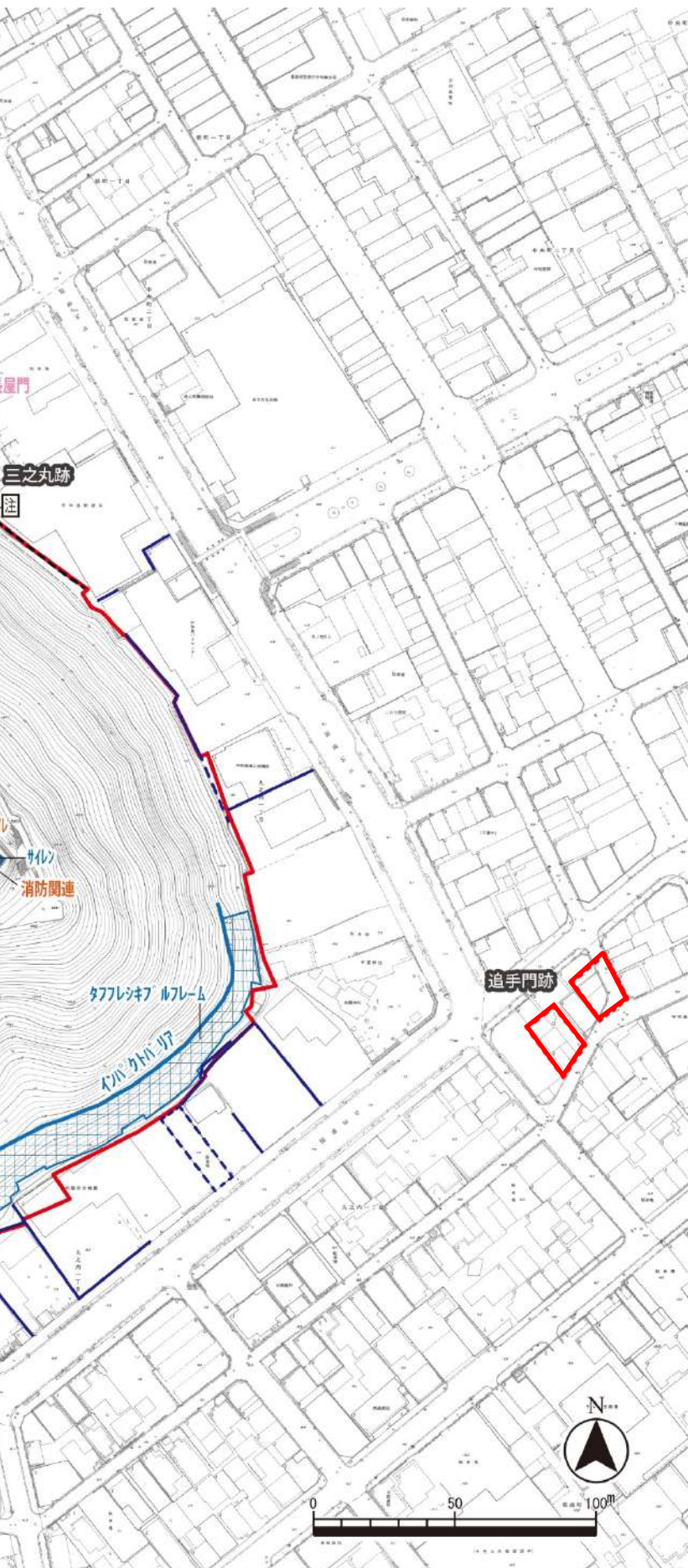
		
自生木及び草本植物：広葉樹・針葉樹等		
		
広葉樹・針葉樹等	ノシラン等草本類	植栽木：クスノキ（代右衛門丸）
		
サクラ類（本丸）	フジ（藤棚）	生垣
		
生活関連施設：民有地内建築物・工作物（写真のうちの一部分が史跡）		





A 本質的価値を構成する諸要素図





	歴史的要素（建築物）
	遺構平面表示（櫓跡）
	事務所・倉庫類
	擁壁・ブロック塀・石積等
	ロープ柵・ネット柵
	木柵・擬木柵
	石柵
	フェンス柵・金属柵
	管理用道路
	工事用仮設路
	モノレール
	外灯／電気関係
	消火栓
	防火水槽
	イバクトバリア
	タフレキシブルフレーム
	名称石碑
	サイン類（記名：記／誘導：誘／ 注意：注／揭示：掲／ 説明：説／案内：案）
	ベンチ・アズマヤ等休憩施設
	トイレ
	水飲み場等便益施設
	城山郷土館玄関増築部等
	ライトアップ施設
	遊戯施設
	自販機等
	記念碑類
	城山配水池
	通信関係（防災サイレン）
	水準点

史跡保存管理・活用整備関連施設

公園施設・
観光関連施設

その他公共
公益施設

※生垣 [] 以外の植物は図示していない。

史跡指定範囲

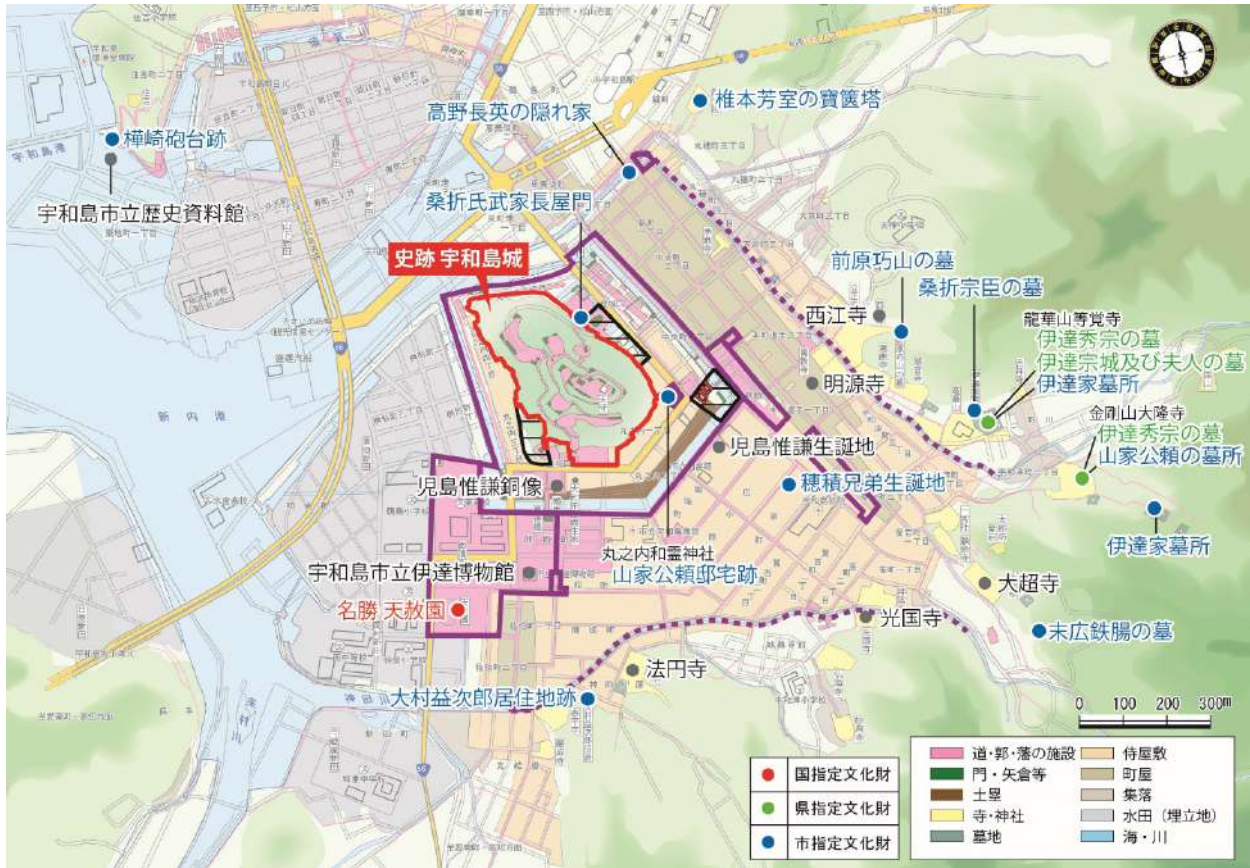
B その他の諸要素図

3 史跡宇和島城の周辺地域を構成する諸要素

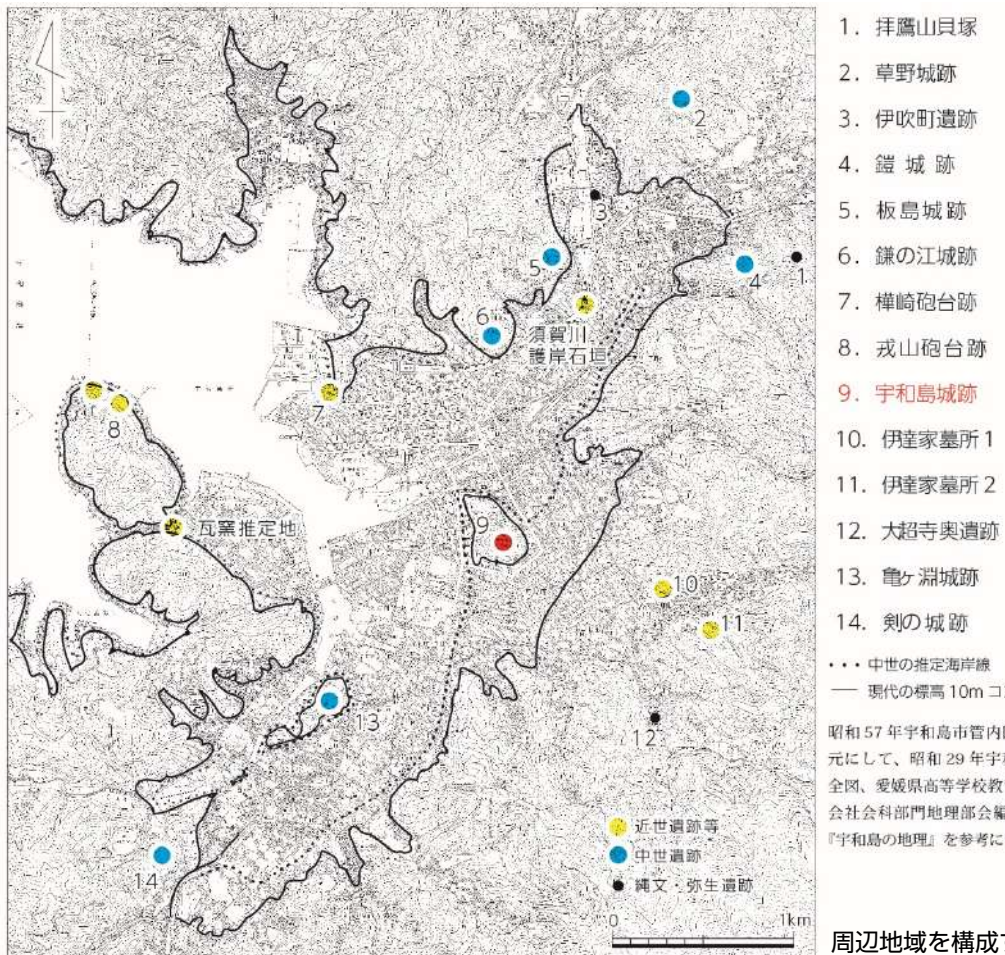
要素の区分			要 素
史跡隣接地 宇和島城関連 遺構分布地	城郭関連	地下遺構	城 郭 関 連：三之丸関連（石垣・門・建物跡等）、 山王社跡・御春屋跡・搦手門等門・ 黒門櫓等櫓跡・御浜御殿跡(名勝天赦 園含む)・馬屋跡・堀跡（護岸）・土 居跡・道跡等・瓦窯跡 総 構 関 連：本町口跡・佐伯口跡、辰野川・神田 川・須賀川護岸等
		庭園	天赦園（国名勝）
歴史的・文化的 要素	城下町等 関連	歴史的要素	歴史的建築物：【移築建築物】藩老桑折氏武家長屋門 （市建築物）、丸之内和霊神社本殿 （伝・山王社本殿） 遺跡・跡地：山家公頼邸宅跡（井戸等）、高野長 英の居住地跡、大村益次郎の住居 跡、穂積兄弟生誕地などの宇和島城 下町遺跡 関連寺社・墓所：伊達家菩提寺（等覚寺墓所・大隆寺 墓所）、龍光院（椎本芳室の寶篋 塔）、西江寺（前原巧山の墓）、丸 之内和霊神社、護国神社（山王社 跡地）、宇和津彦神社等
		関連文化 施設	市立伊達博物館
宇和島城保存管 理・活用関連	便 益 施 設：（桑折氏武家長屋門周辺）トイレ、駐車場、コインロッカー 管 理 施 設：倉庫（長屋門を利用） 公開・活用施設：観光案内板、道標等サイン類		
社会的要素	宇和島城周辺の住民生活に係わる住居、生業・生産関連施設：商業施設、 公共施設、教育施設、住宅、道路等土木構造物 【主な施設】公共施設（御浜公園、南予文化会館）、教育施設（宇和島東高 校・鶴島小学校等）、バスセンター、郵便局、宇和島ささいや ロード、宇和島港 等 【道路施設】国道56号等		
自然的要素	平野（旧海岸埋立地含む）、河川・宇和島湾等水系、植生、丘陵等		

周辺地域を構成する諸要素

		
天 赦 園		天赦園から宇和島城天守を望む
		
藩老桑折氏武家長屋門	伝・山王社本殿 (丸之内和霊神社)	山家公頼邸宅跡 (同左)
		
護国神社 (山王社跡)		観光案内板 (三之丸跡)
		
市営駐車場 (三之丸跡)	誘導板	消防署 (三之丸跡)
		
ささいやロード	東方から宇和島城天守を望む	木屋旅館



周辺地域を構成する諸要素図 1



周辺地域を構成する諸要素図 2

第4章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

第2節 活用の現状と課題

第3節 整備の現状と課題

第4節 運営・体制の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1 指定地の把握と維持管理

(1) 指定地の把握と明示における現状と課題

1) 保存管理施設の設置状況

史跡の指定範囲は管理団体である宇和島市がその範囲を把握するとともに、その周知と現地での史跡指定地であることの明示のために、指定名称・指定年月日等を明記した史跡標識、指定範囲を図示した史跡説明板、指定地範囲を現地で明示する指定境界標等の保存管理施設を設置することが望ましい。

現在史跡宇和島城においては、これら史跡標識をはじめとする保存管理施設が不十分な状況であり、指定範囲をはじめとして史跡指定に関する情報を現在では確認出来ない。

2) 城山裾部の土地売却

指定地番については第2章第2節の指定告示に示した番地・地域の通りである。昭和12年(1935)の当初指定は地番指定に基づいた地籍面積102,403.35㎡であり、平成28年(2016)の追加指定は地番の一部を実測したものの面積5,363.10㎡、これを合わせて107,766.45㎡となっている。

これら指定地のうち、昭和期に市有地の一部が民間に売却されていた土地があることが平成18年の指定地地番追跡調査で判明した。当時の経緯は明らかではないが、一番の原因は分筆・売買に携わった市の担当窓口が史跡であることの認識がなかったためと思われる。そのため、本来の史跡の保存管理の統括窓口である教育委員会への報告もなされないまま売却行為が行われたとみられる。当時、市の内部の関連部局間において文化財指定地の取扱いの周知・認識が十分図れていなかった状態から生じた問題で、史跡の保存管理の上で大きな課題となっている。これらの民有地については買い戻しに向けて検討しなければならない。

市有地が民間に売却された土地

指 定 台 帳 地 番		合 計 面 積
丸之内	1-583、1-589、1-649、1-650、1-674、1-675	719.65 m ²
本町追手	2丁目 701・709	
	2丁目 703・704・705・707・708の一部	

3) 追手門跡の売却と換地による地番の移動

追手門は天守とともに昭和9年（1934）に国宝に指定されていたが、昭和20年（1945）の戦災で焼失し、昭和24年（1949）に国宝指定が解除された。当時は伊達家所有であったが、指定解除の翌年の昭和25年（1950）に宇和島市有となったが、昭和26年（1951）の戦災復興事業により石垣も撤去され、昭和29年（1954）に民間に売却された。この石垣撤去・売却行為の経緯は不明であるが、史跡指定地の遺構であることは認識されていたが、戦災復興事業という名のもとに行われたのか、または昭和24年の国宝指定解除とともに史跡指定も解除されたと誤認されていたこともありうる。

追手門は櫓門形式で、櫓が載る櫓台石垣の左右の石垣の部分が指定されていた。追手門周辺は昭和50年代に土地区画整理に伴う換地によって地番が変更した。換地によって現在では地番の追跡だけでは本来の指定地の範囲を確認出来ない状況となっているため、戦後に売却した土地の買い戻しとともに、遺構の範囲の確定と追加指定等を検討する必要がある。

4) 指定地の占有

史跡指定地に含まれる城山山裾部において、民有地と接する市有地の一部において民有地から史跡指定地内にはみ出す形で宅地に取り込まれている箇所がみられる。これらについては、原状復旧を図る必要がある。

（2）日常管理における現状と課題

管理団体による管理と委託による日常管理：史跡の保存管理団体には宇和島市が指定されており、指定地の土地をはじめとして史跡を構成する諸要素の管理を管轄の文化財保護担当課が行っている。

日常の維持管理はシルバー人材センターに委託し、常時4名の管理人が常駐している。管理事務所は長門丸にあり、管理内容は以下の通りである。

2名：朝夕の入城門の開閉、城内見廻り・清掃作業・樹木の手入れ等 1名：天守の開閉・受付 1名：郷土館の開閉・受付
--

広大な指定地のうち、未公開範囲である斜面地の土地保全状況の見廻りや、繁茂する植物の管理等についても、定期的維持管理行為として検討する必要がある。

2 要素毎の保存管理の現状と課題

(1) 本質的価値を構成する諸要素における現状と課題

要素		現 状	課 題
地 盤 ・ 自 然 地 形		◆史跡指定地である城山は平坦地の中の孤立丘に立地し、地形的にランドマークとなっている ◆城山斜面部は急傾斜で、風化岩が多くこれまで斜面下の民有地等へ落石被害等が発生している。斜面裾部は斜面崩落防止の擁壁やネットフェンス等を設置しているが一部老朽化している箇所等もある。現在急傾斜崩壊対策工事を計画的に進めている。 ◆降雨時は城内では谷部に雨水が集中し、水道となり搦手口の石段では路面の洗掘が見られる。	◆城山斜面部の大半においては現況把握が出来ておらず、土砂流出・崩落・落石による災害発生の未然防止や史跡の本質的価値の維持のためにも防災対策を計画的に進める必要がある。 ◆城内道は、城山の谷部や斜面に並行した小段を通っており、雨水排水が集中しやすい箇所にあるため、道の修復等に際しては雨水排水対策を合わせて行う必要がある。 ◆城郭関連施設以外の大規模施設（配水地）の取扱いを検討する必要がある。
	郭 跡	◆史跡指定地においては、本丸・二之丸・藤兵衛丸・長門丸・代右衛門丸・式部丸・井戸丸等各郭跡が比較的良好に残っている。また山麓には作事所跡や追手門跡がある。本丸背面は石垣でなく土居が残存している。	◆城郭と関連しない施設の設置等により郭が分断され、かつての郭の内容や規模がわかりにくくなっている箇所がある。
	石 垣	◆史跡指定地においては、各郭や、道路沿いに比較的良好な形で石垣が残る。 ◆一部崩落箇所やハラミ、ズレが見られる他、樹木等の成長により石垣等遺構に悪影響を及ぼしているところがある。	◆崩落危険箇所については早期の修理等を行う必要がある。 ◆樹根による石垣破損の進行がみられるものは、樹木の伐採等を検討する必要がある。
歴 史 的 構 造 物	城 道 （ 園 路 ）	◆往時の道を現在も道路として利用している箇所があるが、中には現在は利用されておらず、草木に覆われ、その明確な位置等が確認されていない道もある。 ◆後世に付けられた道と重複している箇所があり、往時の遺構を削平している道路もある。 ◆石段等についても踏面にコンクリート等により補修されている箇所があり、後世に補足したと思われる幅の短い石段がある	◆城内道は、城山の谷部や斜面に並行した小段を通っており、雨水排水が集中しやすい箇所にあるため、道の修復等に際しては雨水排水対策を合わせて行う必要がある。 ◆史跡指定地内の後世において改変された道については、今後の利用、活用を十分に考慮しつつ、往時の姿に戻していくことを検討する必要がある。 ◆特に石段については排水処理等課題の解消と遺構の修復を合わせて検討する必要がある。その際、通行上の安全性（踏面の高さ）にも配慮して、後年付けられた石段の取扱い等も検討する必要がある。

要素	現 状	課 題
歴史的建築物	◆天守（重要文化財）、上り立ち門（市指定建造物）、旧山里倉庫（移築建物）がある。 ◆天守は有料で公開しており、上り立ち門は史跡公開時間に応じた開閉施設として現在も利用されている。旧山里倉庫はかつて城山の三之丸を巡る内堀の東側にあったが、昭和42年に移築して城山郷土館として利用しているが、この際一部改変されている。 ◆上り立ち門は平成17～18年に解体修理を実施している。	◆宇和島城のひとつの特徴ともいえる現存する天守をはじめとして建築遺構は、小規模補修や周期的な大規模修理が必要であることから、定期的修理等により保存を図る必要がある。旧山里倉庫の修理に際しては、後年の改変箇所の取扱いについても検討する必要がある。
地下遺構	◆郭内の建物跡（台所跡、櫓跡、門跡、堀跡等）に関わる礎石等の遺構の存在が想定される。 ◆追手門跡では発掘調査において部分的に根石が確認されている。 ◆これまでの石垣修理に際しての発掘調査では現存石垣の背面から改修前の石垣が検出されており、古い石垣が他のも埋蔵されているものとみられる。 ◆近世城郭以前の中世山城関連の曲輪等については城山山中等に平坦面や切岸等の遺構も想定されるが、詳細は不明である。	◆現状変更等に際しては地下遺構の確認とともに遺構の保存を大前提として行う必要がある。また確認調査等で得た成果の情報提供や整備への反映など、適切な方策を検討する必要がある。

郭跡ごとの石垣の保存状況

郭 等	現 状 と 課 題
本丸	北側石垣中央部付近にハラミが見られる。本丸への主要な通路沿いにあるため、防災面でも対応が必要である。平成23・26年の降雨で石垣と斜面崩壊が発生しており、この復旧が平成30年まで継続的に実施している。
二之丸・帯曲輪	北面及び東側は平成9年～16年に修理を実施している。その後平成23・24・26年の降雨で石垣と斜面崩壊が発生した。本丸の復旧とあわせて平成30年まで継続的に実施している。
藤兵衛丸	藤兵衛丸に登る石段沿いの藤兵衛丸北西石垣に全般にハラミ出し、変形が顕著であるが、特に北西出角付近の変形が大きい。石垣位置は通路に面しており防災面でも対応が必要である。その他石段の南側側石垣や藤兵衛丸北東石垣などにも変形が見られる。
長門丸	北東に突き出た北角矢倉石垣にハラミ等大きな変形が見られる。石垣の天端には多くの樹木が生育しそれらが太木化しており、天端近くの石垣や内石垣を押し出している。西角矢倉の内石垣は樹根によって積石が崩壊・転落している。
代右衛門丸	代右衛門北西隅部、代右衛門丸から南東方向に延びる通路の先にある煙硝櫓石垣にハラミやヌケ、ズレ等の変形が見られる。
式部丸	南西部の石垣に大きなズレ等の変形が見られたが、平成29年度に修理が完了した。
井戸丸	北側石垣に大きなハラミ出しが見られる。
上り立ち門周辺	上り立ち門から北に延びる石段の北の石垣に変形が見られる。
桑折氏武家長屋門周辺（三之丸）	管理用道路を整備した際に改変された箇所がみられる。平成14～21年にかけて孕み出しが顕著だった箇所の石垣修理を実施した。

(2) その他の諸要素における現状と課題

要素	現 状	課 題
歴史的要素	◆江戸時代の移築建築物として穂積家長屋門（藤兵衛丸）がある。後年の改変を受けている。 ◆昭和初期に設置された水準点（上り立ち門北の石段沿い）がある。	◆城郭とは直接関係ないが、歴史的要素として取扱いを検討する必要がある。
史跡保存管理・活用施設	◆櫓跡遺構表示施設（二之丸）、管理事務所（長門丸）・倉庫（長門丸）・管理用道路等保存管理施設がある。 ◆公開活用施設としての案内板等サイン類、消火栓等防災施設等がある。	◆管理事務所等老朽化した施設もみられ必要に応じた更新等が必要である。
公園施設・観光関連施設	◆都市公園に指定されており、公園施設としてベンチ・アズマヤ等休憩施設、砂場・ブランコ・滑り台等遊具、水飲み等便益施設（長門丸）がある。 ◆公開・観光関連としてライトアップ施設がある。 ◆郷土の著名人を顕彰する石碑：中井コップ歌碑（長門丸）、児島惟兼像（上り立ち門南）、中原町長頌功碑（城山東山裾）	◆遊具等については取扱いを検討する必要がある。また記念碑等の新たな設置等に対する方針を示す必要がある。
公益施設その他	◆城山配水池（長門丸）、サイレン（本丸）	◆機能の必要性に配慮した上で長期的な見通しも含んだ取扱いを検討する必要がある。
植 物	◆史跡指定地のうち特に丘陵地である城山の大半は樹木に覆われている。樹種は約400種あるといわれ、その大部分は照葉樹である。城山の植生は愛媛県を代表する照葉樹林として「えひめ森林浴八十八ヵ所」に平成15年に選ばれている。 ◆多くは自生とみられ、クス、カゴノキ、アラカシ、スダジイ、クロガネモチ、エノキ、ムクノキ、センダン、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、バクチノキ、ネズミモチなどが繁茂している。 ◆植栽木として、代右衛門丸のクスノキ、長門丸・本丸などにみられるサクラなどがある。	◆鬱蒼としている箇所が多く、防犯・景観・活用上問題を生じている。 ◆石垣等の遺構上やその近くにあるものなど遺構の保存上影響を与えているものがある。 ◆山麓近くの急斜面などに大きく育った樹木の中には山下部分に幹が大きく傾いたものや岩の上に育つものなどがあり、斜面崩落を誘因する恐れがある。 ◆大木等が大きく枝を広げ昼なお暗い場所が多く、下草類が育たず裸地化して保水力の低下が見られ、降雨時には山麓部に流水が集中する恐れがある。 ◆クスノキ等大きく育つ樹木の取扱いなど、城山の計画的・継続的な樹木管理が必要である。 ◆サクラ（ソメイヨシノ）は、樹木間隔が近いこともあって枝の折やコウヤク病、テングス病なども見られ、老木化が顕著で更新時期が到来しているが、品種を含めて今後の取扱いを検討する必要がある。

第2節 活用の現状と課題

1 現 状

(1) 史跡の公開状況

宇和島城は年間を通じて公開している。夜間は搦手に当たる南の上り立ち門と東の三之丸にある桑折氏武家長屋門の開閉によって防犯上閉鎖している。

施 設 名	月	公開時間	備考
宇和島城 無料	11月～2月	6時～17時	無 休
	3月～10月	6時～18時30分	
宇和島城天守 入館料（大人200円） ※割引等あり	11月～2月	6時～16時	
	3月～10月	6時～17時	
郷土館 無料	11月～2月	6時～16時	
	3月～10月	6時～17時	

(2) 入城数

近年の入場者数（天守のみ）は5万人前後である。月別ではゴールデンウィークがある4月・5月と夏休みのある8月が多い。

年度	入場者数	無料入城者	合 計	備 考
25	35,640人	697人	36,337人	
26	38,861人	1,027人	39,888人	
27	52,774人	1,018人	53,792人	伊達入部400年祭（市主催）
28	49,868人	1,203人	51,071人	
29	47,704人	6,563人	54,876人	小中学生無料化

年度/月	4	5	6	7	8	9
28	5,475	6,874	2,390	3,559	6,324	4,057
29	5,926	9,245	2,897	3,673	6,970	3,539
年度/月	10	11	12	1	2	3
28	4,466	4,339	2,814	2,604	2,457	5,712
29	4,013	4,923	2,635	2,763	2,237	5,586

(3) 周知・公開

宇和島市では約 20 年前から宇和島城の保存整備事業を行っているが、これら整備事業の内容や、宇和島城の説明・各種案内といった情報提供を市のホームページ等で行っている。また案内パンフレット、ボランティア組織のフェイスブック等ソフトによる周知活動を行っている。また平成 30 年 2 月末から、城郭施設や城下の光景のバーチャルリアリティ体験ができるスマートフォンアプリケーションによる「VR 宇和島城」による現地案内も開始している。

【周知活動】

- ・市公式の HP 内の「宇和島城」のサイトで史跡案内・解説、保存・整備・活用内容に関わる各種情報提供等
- ・広報誌「うわじま」でイベント等の案内
- ・ボランティア組織のフェイスブック立ち上げ
- ・パンフレット「宇和島城」（日本語版、英語版）
- ・スマートフォンアプリケーションソフトによる案内



スマートフォンアプリケーションソフト「VR 宇和島城」

(4) 学校教育による活用

市内の小学校では小学校 6 年生用を対象として宇和島の郷土学習本「宇和島の歴史と偉人と文化財」を用いて、郷土の学習を行っている。この中で宇和島市の代表的な文化財を紹介しており、「宇和島の文化財ファイル NO1. 宇和島城（国指定史跡）・宇和島城天守（重要文化財）」という項目を設け、文化財では最初に宇和島城を学習している。



宇和島の郷土学習本の表紙と宇和島城を解説した頁

また、平成 28 年度から始まった郷土愛育成事業の一環で「ふるさと宇和島学」として小学校高学年を対象に夏休みと冬休み（夏の陣・冬の陣）に宇和島の歴史等を学習する講座を開講している。会場の一つに宇和島城が使われており「宇和島城合戦」と銘打ち、水鉄砲で市職員と児童が対決を繰り広げる。その他にも弓道の試射体験が出来る武芸修行なども行われている。このように体験を通して郷土史を知る学習の場として宇和島城が活用されている。



「宇和島城合戦」の光景

(5) 社会教育等

1) ボランティア組織設立・活動支援

平成23年(2011)に宇和島城を中心に活動するボランティア団体「宇和島城 城山を守る会」を発足した。自主的な活動に向けての支援を市が積極的に行っている。設立に際しては、宇和島城の発掘調査・管理作業等やガイド等で宇和島城に関わってこられた人々をはじめとして、広く市民からの参加を募り組織化したものである。維持管理作業の補助や勉強会等を開催しながら体験・学習を重ね、イベント等の企画も行うなど、積極的な活動を行っている。

【宇和島城城山を守る会の活動内容】

- ・ イベント企画
- ・ 植物観察会、植物銘板づくり・設置
- ・ 手作り案内板づくり
- ・ 定期イベント・行事の準備・支援：夜間開城・お城まつり・天守に泊まろう・宇和島城合戦等イベント準備・手伝い、新春おもてなし（城山大掃除（すす払い）と小笠原流鏡餅・しめ縄飾り・門松づくり）、天守に秋の七草飾り 等）



天守すす払い



新春おもてなし



植物観察会



草刈り作業等



植栽活動



植栽地での維持作業（除草）



挿し木作業



スズメバチトラップ設置



スタンプラリー



アンケート調査



天守に泊まろう



正月飾りの製作・設置

2) 遠足等定期行事

毎年の行事として春に地元の保育園や小中学校の遠足の場となっている。この時は長門丸の遊具等が利用されている。

(3) イベント等交流

1) ホスピタリティ（おもてなし）

来城者の案内など、宇和島城をより理解していただくための市民によるホスピタリティの活動の一環として、先にあげた「宇和島城 城山を守る会」とともにボランティアガイド「うわじま道先案内人」が活動している。無料で城内案内ガイドや観光シーズンのお茶接待などのもてなしを行っている。（※観光バスツアーのガイドは有料）

2) イベント

- ◆新春おもてなし：甘酒・お茶、お土産（お餅・ミカン）
- ◆伊達なうわじまお城まつり：GW 期間中に開催、秀宗公入部伊達五十七騎大武者行列、ステージイベント、体験（手裏剣教室、LED 灯籠づくり、甲冑試着、スタンプラリー等）
- ◆夜間開城： 7月23日 19時～22時 うわじま牛鬼まつり（花火大会）に合わせて実施。



宇和島城夜間開城でのライトアップ（城道）



宇和島城夜間開城でのライトアップ（本丸）



宇和島城夜間開城での寄席



宇和島城夜間開城での和太鼓演奏

2 課題

- ◆宇和島城では現状でまとめたように多様な活用を行っているが、本質的価値に迫る活動が出来ていない。
- ◆時代毎に異なる石垣や現存建物・建物跡を示す礎石、堀跡を含めた縄張域など宇和島城の特徴的な遺構を見学できるコースや解説手法など、現存遺構を活かした本質的価値に迫る活用も検討する必要がある。
- ◆これら様々な活用の主体や対象について統括的に全体を把握し、今後も効果的な活用を継続的に行う必要がある。そして、イベント等ではボランティアが主体となって行っているものも多く、ボランティア組織の活動の円滑化に向けた支援（ボランティア育成等）をさらに積極的に行う必要がある。

第3節 整備の現状と課題

史跡宇和島城の整備に関しては、平成8年(1996)12月に「宇和島城整備計画」を策定し、本丸周辺の建造物復元を主眼として、各遺構の表示等整備や石垣修理、道の修復・復元等の整備を計画していた。

しかしながら、平成9年度の遺構確認調査において、二之丸にて想定していなかった石垣の重度の損壊が認められ、平成10年度からのその石垣修理を優先的に行うとともに二之丸の櫓跡の平面表示等も実施した。石垣の破損は他の箇所でも確認されたため、平成12年度に展示・復元等の活用のための整備より石垣修理（遺構の修復）を優先的に実施する方向で計画を見直し現在に至っている。なお石垣修理にあわせて、式部丸などの郭の整備やトイレなどの便益施設の整備も一部実施している。

また平成23年(2011)と平成26年(2014)の2回にわたって、台風などの大雨によって本丸の南側で石垣を含めた斜面部が崩落したため、災害復旧工事にも着手、現在も継続して工事を行っている。

宇和島城については城郭の重要な要素である石垣の保存修理を今後とも計画的に継続して行う必要がある。また城山周囲は市街化され山裾近くまで宅地化されているため、地盤の保全等防災対策、地盤の保全や石垣等遺構の保存とも密接にかかわる既存樹木の適切な保存管理策など「保存」のための整備を講じつつも、立ち遅れている「活用」の為の整備についても早々に計画策定し、実施に向けて移行していく必要がある。

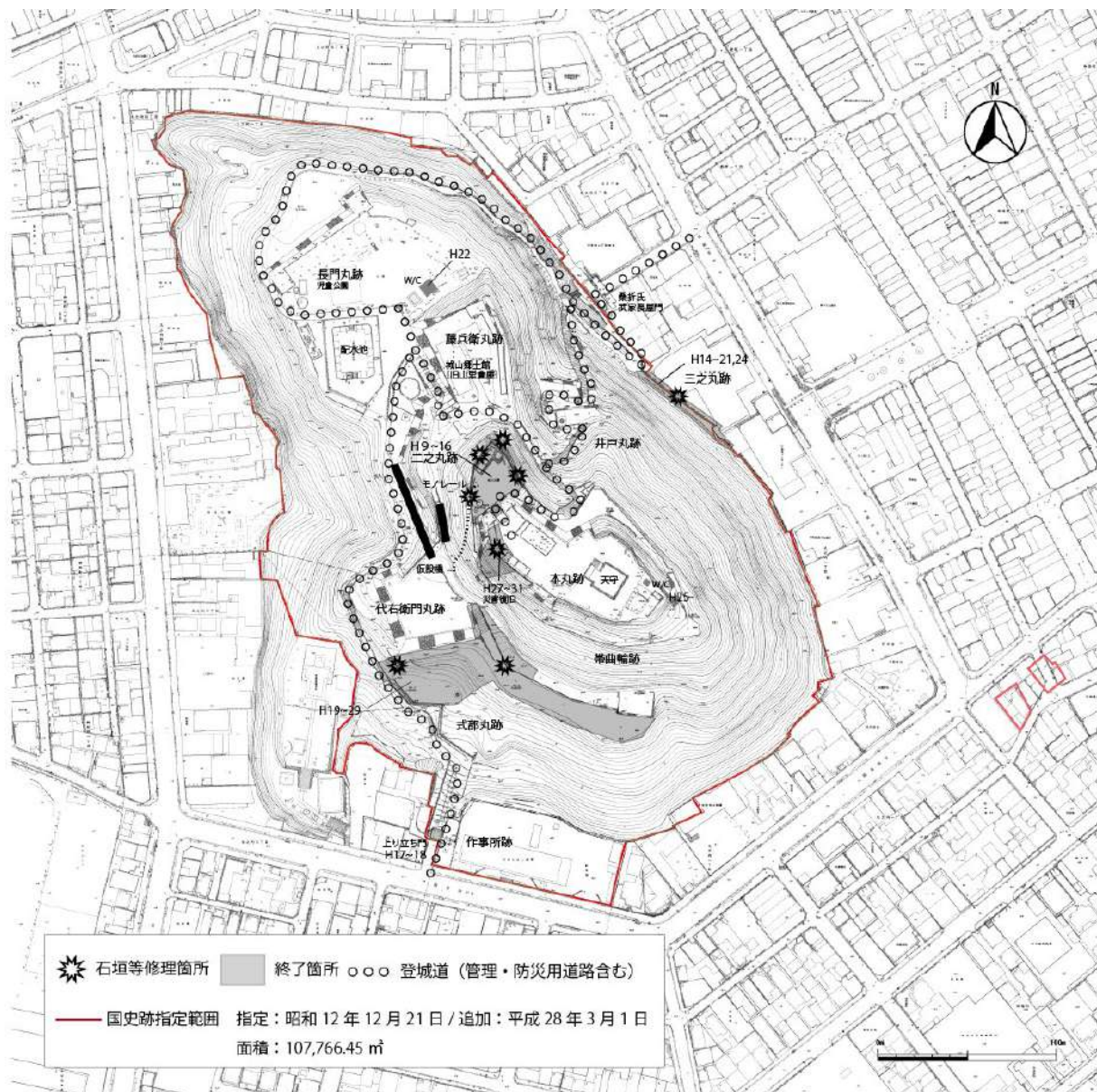
	
代右衛門丸での遺構確認調査	二之丸での石垣解体工事・調査
	
三之丸での石垣積み直し（新石）工事	三之丸での修理工事現場説明会
	
代右衛門丸での鏡石積み直し工事	式部丸での支障木伐採作業
	
式部丸での石垣基盤面の簡易貫入試験	本丸災害箇所での法面工事

宇和島城保存整備事業実施内容一覧1

年度	面積(㎡)	事業内容	総事業費(千円)	補助額(千円)
H 9	(測量) 562.57㎡ (発掘) 200㎡ ※表面清查・トレンチ	石垣測量(藤兵衛丸) 石垣分布調査 発掘調査(藤兵衛丸・二之丸) 支障木伐採(二之丸)	17,012	国 : 8,506 県 : 2,835 計 : 11,341
H 10	(測量) 429.37㎡ (発掘) 78.25㎡ (石垣解体) 13.5㎡	石垣測量(二之丸・代右衛門丸) 発掘調査(二之丸) 支障木伐採(二之丸) 石垣修復工事(二之丸)	17,000	国 : 8,500 県 : 2,833 計 : 11,333
H 11	(測量) 60㎡ (発掘) 78.25㎡ (石垣解体) 44.2㎡ (石垣積直) 50.01㎡	遺構測量(二之丸) 地質調査(二之丸) 発掘調査(二之丸) 石垣修復工事(二之丸)	25,000	国 : 12,500 県 : 3,333 計 : 15,833
H 12	(測量) 1309.44㎡ (発掘) 334.4㎡ (石垣解体) 15.35㎡ (石垣積直) 7.95㎡	遺構測量(二之丸・代右衛門丸) 地質調査(二之丸) 発掘調査(二之丸) 石垣修復工事(二之丸)	27,000	国 : 13,500 県 : 4,500 計 : 18,000
H 13	(測量) 135.1㎡ (発掘) 60㎡ (石垣解体) 41.13㎡	遺構測量(二之丸) 発掘調査(二之丸) 石垣修復工事(二之丸)	30,000	国 : 15,000 県 : 5,000 計 : 20,000
H 14	(測量) 141.32㎡ (発掘) 118㎡ (石垣解体) 9.19㎡ (石垣積直) 40.57㎡	遺構測量(三之丸) 発掘調査(二之丸、三之丸) 石垣修復工事(二之丸)	19,800	国 : 9,900 県 : 3,300 計 : 13,200
H 15	(発掘) 405㎡ (石垣解体・積直) 17.12㎡ (植栽) 57㎡ (真砂土舗装) 41.53㎡	発掘調査(二之丸、三之丸) 石垣修復環境整備工事(二之丸)	18,980	国 : 9,490 県 : 2,598 計 : 12,088
H 16	(発掘) 400㎡ (土のう解体・積直) 24.03㎡ (不陸整正) 444.56㎡ (真砂土舗装) 27.91㎡	発掘調査(三之丸) 石垣修復環境整備工事(二之丸) 不適切施設撤去工事(三之丸)	30,000	国 : 15,000 県 : 2,872 計 : 17,872
H 17	(測量) 11,590㎡ (発掘) 256㎡ (門解体) 30.16㎡※屋根面積	発掘調査(本丸) 上り立ち門保存修理工事(南側登城口) 不適切施設撤去工事(三之丸)	25,000	国 : 12,500 県 : 計 : 12,500
H 18	(発掘) 301㎡ (門修理) 30.16㎡※屋根面積	発掘調査(本丸) 上り立ち門保存修理工事(南側登城口)	20,000	国 : 10,000 県 : 計 : 10,000
H 19	(発掘) 400㎡ (植生整理) 600㎡ (石材整理) 100㎡ (仮設道) 50m (測量) 1200.58㎡	発掘調査(三之丸) 植生整理(上り立ち門) 石材整理(代右衛門丸跡※崩落箇所) 仮設道設置(三之丸) 石垣レーザー測量(本丸・長門丸)	18,750	国 : 9,375 県 : 計 : 9,375

宇和島城保存整備事業実施内容一覧2

年度	面積(㎡)	事業内容	総事業費(千円)	補助額(千円)
H 2 0	(発掘・植生整理) 350㎡ (安全防護柵) 49m (石垣解体) 47㎡ (測量及び解析) 10255.96㎡	発掘調査・植生整理(代右衛門丸～式部丸) 石垣修理(三之丸※仮設・解体のみ) 平面図及びレーザー解析(長門丸) 平面図及びレーザー測量(井戸丸)	30,000	国 : 15,000 県 : 計 : 15,000
H 2 1	(発掘) 1170.8㎡ (石垣解体) 106.6㎡ (石垣積直) 165.8㎡ (真砂土舗装) 109.9㎡ (木柵) 58.3m	発掘調査 (代右衛門丸～式部丸・長門丸・井戸丸) 石垣修理及び環境整備(三之丸)	35,000	国 : 17,500 県 : 計 : 17,500
H 2 2	(発掘) 980㎡ (トイレ工事) 配管工:500m 本体工:100㎡	発掘調査(長門丸) トイレ建替工事(長門丸跡)	32,000	国 : 16,000 県 : 計 : 16,000
H 2 3	(発掘) 422㎡ (実施設計) 1,340㎡ (測量) 204.8㎡	発掘調査 (代右衛門丸～式部丸) 実施設計 (代右衛門丸～式部丸・井戸丸・長門丸) 測量業務 (本丸)	12,500	国 : 6,250 県 : 計 : 6,250
H 2 4	(発掘) 2,333㎡ (石垣修理) 解体:14.2㎡ 積直:37.6㎡ (舗装)※見込み 110.6㎡ (解説板) 1基	発掘調査※解体調査含む (代右衛門丸～式部丸・本丸・長門丸 ・両登城口・本丸) 石垣修理(代右衛門丸～式部丸) 解説板・舗装(三之丸)	19,766	国 : 9,883 県 : 計 : 9,883
H 2 5	(石垣修理) 17.9㎡※立面 (伐開) 2,000㎡ (発掘) 700㎡	石垣修理:代右衛門丸 実施設計:桑折氏武家長屋門 総合案内板:2基(両登城口) パイオトイレ:1基(本丸) 伐開:長門丸周辺 発掘調査:代右衛門丸・本丸・式部丸	16,901	国 : 8,450 県 : 計 : 8,450
H 2 6	(道整備) 1900㎡ (発掘) 250㎡	登城道整備(抜開作業):式部丸 発掘調査:代右衛門丸・本丸跡	10,200	国 : 5,100 県 : 計 : 5,100
H 2 7	(石垣修理) 38.0㎡※立面 (発掘) 700㎡	石垣修理:式部丸 発掘調査:式部丸・本丸	13,483	国 : 6,741 県 : 計 : 6,741
H 2 8	(石垣修理) 67㎡ (発掘) 400㎡	【ハード】 石垣修理:式部丸:21㎡ ※H29年に繰越 本丸:46㎡ (災害復旧工事按分実施) ※H29年に繰越 発掘調査:本丸:400㎡	25,157	国 : 12,578 県 : 計 : 12,578
H 2 9	(石垣修理) 16㎡ (発掘) 120㎡	【ハード】 石垣修理:本丸 ※災害復旧工事按分(全体:54㎡,30%)実施 ※H30年に繰越	19,880	国 : 9,940 県 : 計 : 9,940
H 3 0	(石垣修理) 29㎡	【ハード】 石垣修理:本丸 ※災害復旧工事按分(全体:98㎡,30%)実施	12,936	国 : 6,468 県 : 計 : 6,468



宇和島城保存整備事業実施状況図（平成 9～平成 30 年度（1997～2018））

第4節 運営・体制の現状と課題

1 現状

①史跡の統括管理

- ◆史跡の保存管理団体には宇和島市が指定されており、指定地の土地をはじめとして史跡を構成する諸要素の管理を管轄の文化財保護担当課が行っている。
- ◆現状変更等の許可申請、天守観覧、自動車乗り入れ許可は文化財保護担当課で、商業的撮影・行商・興行の許可、公園内占有許可については都市公園管理課が行なっている。

②史跡内清掃・施設管理等の委託

- ◆文化財保護担当課で担当している史跡の各種管理業務は、シルバー人材センターに年間契約で委託している。

史跡宇和島城の日常管理の委託状況

委 託 業 務 の 内 容	契 約 期 間
宇和島城清掃管理：史跡の清掃及び監視、登城者への対応等	4月1日～翌年3月31日 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定する宇和島市内のシルバー人材センターとの随意契約)
重要文化財宇和島城天守観覧料取扱い：宇和島城天守観覧料に伴う徴収業務及びその他案内等	
城山郷土館等管理：郷土館及び旧穂積邸での案内及び清掃業務等	
宇和島城開門及び閉門：桑折長屋門と上り立ち門の2基の門の開閉	
城山公園トイレ等清掃業務：城山公園・郷土館トイレ清掃（週4日）	

③史跡内の公園施設、水道施設の管理

- ◆宇和島城は都市公園「城山公園」にも指定されており、長門丸を中心に遊具等の公園施設が整備されている。長門丸にあるブランコ等遊具、水飲み場、アズマヤ・パーゴラ・ベンチ等は都市公園担当課が管理している。また公園内行為許可として、商業的撮影・行商・興行の許可、公園内占有許可についても、都市公園担当課が許可申請等の窓口を努めている。
(撮影等は文化財保護担当課と都市公園担当課にそれぞれ許可申請が必要)
- ◆史跡内の長門丸に昭和32年(1957)に建設された城山配水池がある。配水池は宇和島市水道局の管轄であり、定期的な施設の点検や設備の更新等を行っている。なお近年では平成29年度(2017)に直流電源装置の更新工事を実施している。

2 課題

史跡内においては、史跡の保存管理や公開活用に直接関連しない公共施設（公園施設、配水池）がある。公園施設は史跡の本質的価値の公開等の上でも有効なベンチ等以外の遊具等は史跡と直接関連しない施設である。これら施設については、公益施設としての機能にも配慮した上で、史跡の保存管理の上から取扱いを検討する必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

第2節 基本方針

第1節 大綱

宇和島城は、近世においては伊予宇和島藩の政治・経済の中心として、また明治から戦前にかけては宇和島伊達家により、戦後は宇和島市により公園として維持され、築城されてから約400年もの長きにわたり大切にされてきた。

先人が大切にしてきたこの『宇和島の宝』を、適切に保存し確実に未来へ継承するため、「宇和島城の価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」ことを基本理念として、史跡宇和島城の本質的価値を尊重し、史跡を構成する要素の規模、形態、性質などを考慮して、持続可能な体制を整え、保存・活用を行う。また史跡宇和島城と一体として捉えることができる周辺地域の環境保全に向けての取組を行うとともに、周辺地域に分布する関連遺跡の調査を進め、史跡宇和島城と連携した保存活用を目指す。

第2節 基本方針

【保存管理】

- ①宇和島市民のみならず国民的に貴重な文化財である宇和島城を適切に保存し、後世に確実に継承する。そのために、保存管理の基本である史跡範囲の確定・周知と公有化を推進する。
- ②史跡宇和島城の本質的価値を継承するために、史跡を構成する諸要素を適切に保存管理する。特に貴重な文化財であることを基本として市街地中心部に独立丘陵として遺存する豊かな自然空間としての機能との調整を図る。
- ③史跡や周辺関連地の調査研究を進め、史跡の保護に必要な範囲については、公有化や追加指定を図るとともに、周辺環境の保全を図る。

【活 用】

- ①地域の歴史を物語る貴重な歴史的遺産として、学校教育や社会教育において有効活用を図る。
- ②天守を遺存する地域のシンボルとしての史跡を、文化的観光資源として様々な活用を図る。
- ③宇和島城とかつての城下に遺存する関連資源を有機的に連携し、総体的な遺跡の理解と宇和島城関連資源の一体的活用を図り、「お城をみるまち」をめざす。

【整 備】

- ①史跡の価値を維持し、また顕在化するために、保存施設や遺構の復旧等の保存のための整備を各種調査成果に基づいて計画的に実施する。特に城の特徴である天守や築城・修理の変遷を示す各時代の石垣や城の機能を示す郭の顕在化のための必要な整備を図る。
- ②市内高所に遺存する天守の視点場としての機能の維持や、周辺地点に天守や石垣を望むビューポイントを設定・整備し、「お城のみえるまち」をアピールする。そのために必要な樹木の伐採等を行う。
- ③丘陵斜面や山中・山頂・山裾の曲輪等からなる史跡の保存活用のために、ガイダンス等公開・活用のため施設や、防災施設等維持管理施設、管理施設等を整備する。

【運営・管理】

- ①身近な文化財として地域に親しまれるためにも、地域の歴史・文化の担い手である地域住民や関連団体・組織との協働による保存活用を図る。
- ②地域住民等との協働による保存活用を進めるために、行政内部を含めた関係機関・団体等との連携した保存活用のための体制づくりを進める。

第6章 保存・管理

第1節 保存・管理の方向性

第2節 保存・管理の方法

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

第4節 追加指定(指定地復旧)と公有地化

第1節 保存・管理の方向性

史跡宇和島城の本質的価値を適切に保存するとともに、必要に応じて史跡の追加指定を行い、城跡の適切な保護を図る必要がある。このため宇和島城の本質的価値をより明確にする継続的な調査研究を確実に進めるとともに、宇和島城を形づくる城地の自然環境・景観の保全を図る。また、城下町と連携した歴史学習の場としての一体的な保存・管理と活用・整備を図るため、保存管理体制を確立し、市民の参画・協力の推進に努めることとし、保存・管理の基本的な方向性は次のとおりとする。

- ◆宇和島城を構成する本質的価値を確実に保存継承する。また現存遺構に加え地下遺構や指定地外の遺構についても調査研究を進め、保存・活用・整備を図る。
- ◆都市公園でもある史跡宇和島城は、文化財的価値の保存及び歴史的景観の保全を前提として、植生の管理と公園機能の充実に努め、市民の憩いの場としての活用と文化財保護の両立を図る。

第2節 保存・管理の方法

- ①**保存管理の共通事項**：遺構の保存管理や活用を目的とした整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新規の植栽は行わないことを原則とする。
- ②**日常的な維持管理**：石垣や郭などが毀損している場合には、学術的調査等の成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。そのため現在行っている維持管理を継続し、顕在遺構の保存、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の維持に努める。
- ③**毀損箇所等の把握**：日常的な維持管理に加え、定期的に史跡内の毀損及びそのおそれのある箇所の把握を行い、毀損の未然防止とその範囲を最小限に留める。
- ④**計画的な修理の実施**：石垣等、経年劣化により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を実施する。修理にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限のものとし、可能な限り江戸時代のままの遺構を保存するよう留意する。石垣の日常的な管理については、文化庁文化財部記念物課が監修した『石垣整備のてびき』（2015年1月発行）の「第6章 2.日常的な維持管理」にまとめられており、これを基準として管理を行うものとする。
- ⑤**植生管理**：宇和島城の重要な構成要素に悪影響を与える樹木や雑草は、その必要に応じて伐採や剪定、除草など適切な管理を行う。

- ・枯死や腐朽によって倒木のおそれがある樹木は、早い時期に伐採を行う。また、近現代に植樹された樹木で、その立地環境により史跡としての理解に誤解を与えるおそれがあるものや、景観上著しく違和感があるものについては、伐採や移植を検討する。樹木の根などが石垣や郭などの史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・樹木密度が高過ぎる場所や枝が茂り過ぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。なお花木を楽しむことを目的として植栽された公園修景樹木についても、遺構に影響を及ぼさないものについては適切な管理を図る。

⑥**史跡境界標の設置**：法第 115 条第 1 項の規定により設置が義務付けられている史跡境界標を設置する。

第 3 節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

1 制度の概要

法第 125 条の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など、史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値が損なわれることがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第 125 条第 1 項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。また、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」（庁保記第 226 号平成 12 年。以下「事務処理基準」という。）が定められている。

2 法令上定められている基準

1) 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により以下の場所については現状変更等を許可することができないとされている。

- ・史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合。
- ・史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

2) 現状変更等の許可が不要な行為

法第 125 条第 1 項ただし書きに、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置を執

る場合」、「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合」については、現状変更等の許可を要しないこととされている。「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第10号。以下「許可申請に関する規則」という。）第4条に以下のとおり定められている。ただし、毀損が生じた際には法第33条による毀損届、毀損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復する場合。
- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合。
- ・史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合。

3 史跡宇和島城における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

- ・史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- ・現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、掘削を伴う場合等、事前に文化財保護担当課による発掘（遺構確認）調査若しくは立会調査を実施することとする。
- ・史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地と同様の保護措置（発掘調査、工事立会等）を実施し、重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討する。

4 現状変更等の取扱基準

史跡宇和島城における現状変更等の取扱基準を次のように定める。

（1）現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例

上記の法第125条第1項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下のとおりである。

1）維持の措置

- ①史跡の毀損、衰亡時の原状復旧：石垣の築石が部分的に外れた場合にそれをもとの位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等
- ②史跡の毀損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去：人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、毀損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、この項目は原則として適用しないこととする。
- ③指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根は伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充

2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等の工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

3) 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合

史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

(2) 宇和島市教育委員会による許可が必要な行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第5項第1号により、宇和島市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

1) 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。なお、建築とは、建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に以下のように定められているものである。

- ①新築とは、新たに建物を建築するもので、増・改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ②増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ㊦ 既存の建築と同一敷地内であること。
 - ㊧ 既存の建築と用途が不可分であること。
- ③改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。
- ④移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

2) 工作物（建築物を除く）の設置・改修

土地の形状の変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から50年を経過していないものに限る。

3) 道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

4) 法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

5) 電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修

6) 建築物等の除去

建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。

7) 木竹の伐採

8) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

これらの行為については、①史跡の保存・管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、②公益上必要なもの、③私有地にあつては所有者の生活上必要なものであつて、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについては、文化財保護担当課による工事立会等条件を付して許可することとする。

(3) 文化庁長官の許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例及び宇和島市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。史跡宇和島城において今後想定される事例について、事務処理基準に基づく許可基準は次のとおりである。

また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することも求められている。

1) 発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が史跡宇和島城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。

2) 史跡の修理、復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による宇和島城保存整備検討委員会で十分に検討したものについては許可する。また、修理は必要最小限の範囲とする。

3) 地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

4) 建築物の新築、改築、移転、除却

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。

5) 工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。

6) 地下埋設物の設置、改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び防災等は公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公園としての保存・管理・整備及び防災等は公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で許可する。

7) 木竹の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

第4節 追加指定（指定地復旧）と公有化

1 指定地復旧について

史跡宇和島城の指定地では、昭和期に公有地の一部を民間に売却した箇所がある。この中には重要遺構である追手門跡に相当する箇所が含まれており、その一部の地番は区画整理事業に伴う換地によって全く異なる場所の地番となっている。

これら民有地については、随時、地権者等と協議をして買い戻しを図るものとする。特に追手門跡については、遺構範囲確認調査等によって追手門跡の範囲の確定を早期に実施し、現在の指定地番より広がる部分についての追加指定を図る。

2 追加指定等関連遺構の保存の検討

宇和島市では埋蔵文化財包蔵地として「宇和島城埋蔵文化財包蔵地」を設定し、かつての宇和島城内における城郭関連遺構・遺物の保護を図っている。「宇和島城跡埋蔵文化財包蔵地」はかつての城堀に囲まれていた範囲とその西南にあった藩主居館の御浜御殿、城下の総構の外周を巡る外堀をかねた河川護岸からなる。これらの範囲は広大であり、現在の宇和島市の中心市街地と重複するため、地下に包蔵



されていることが予想される範囲の全てを開発に際して現状保存とすることは難しいため、想定される遺構の範囲・性格等に応じた取扱いを行うこと等を検討する。京都市での埋蔵文化財の取扱いを参考に宇和島城の埋蔵文化財包蔵地について、以下の3地区に分けて、「宇和島城埋蔵文化財取扱い要綱」等を作成するなど、内容に応じた保存策を検討する。

【埋蔵文化財包蔵地のランク分けによる保存策】

地区名	取扱い内容等
A地区	城郭関連地の遺構の保存と追加指定を前提とする地区 現在の史跡隣接地で、重要遺構が想定される地、公有地等が含まれる地については、史跡の面的な拡大・保存を図る ◆追手門周辺 ◆三之丸跡 ◆山王社跡
B地区	大規模重要遺跡「浜御殿」として遺構の保存を前提とする地区 遺構保存と調整を図った上で、博物館、ガイダンス施設など設置を視野に入れる ◆御浜御殿跡
C地区	その他重要遺構が確認された場合は保存を図る地区 ◆A地区、B地区以外の地区で、点的に遺存する櫓跡、門跡等城郭関連の重要遺構が確認された場合は保存策を図る地区

第7章 活用

第1節 活用の方向性

第2節 活用の方法

第1節 活用の方向性

宇和島城を次世代へ確実に伝達していくためには、宇和島市が中心となり、本質的価値と構成要素を明確化しながら、市民や関係者との連携を図り、適切に保護していかなければならない。また宇和島市の都市づくりにも歴史的文化遺産である宇和島城を活用していくことが大切である。その上で、宇和島城が有する本質的価値を適正に保存することを前提に、本質的価値を最大限に引き出しながら公開・活用すること、そして都市づくりへも活用することが必要であるため、活用の基本的な方向性は以下のとおりとする。

「お城のみえるまち＋みるまち」の実現

- ・山麓、山腹、山頂の各郭や遺構を回遊、その機能を理解し、城郭構造を学べる仕組み作り
- ・城下との結びつきを深める仕組み作り：市民への意識付け、城への誘導

第2節 活用の方法

1 学校教育における活用

小学校や中学校においては地域の歴史や文化を学んでおり、宇和島城が学校教育の生きた教材として活用されることが望まれる。学校教育現場での文化財や生涯学習施設の活用が望まれており、生涯学習施設と協働した教育プログラムや教材の開発、社会科見学や体験学習の実施等に取り組むことが求められる。なお、宇和島市教育委員会では、2015（平成27）年度から自分たちの住む宇和島を知り、宇和島が大好きな子どもたちを育てるための「ふるさと宇和島学」の実施や「宇和島の郷土学習本～宇和島の歴史と偉人と文化財～」を刊行している。これらを積極的に活用し、宇和島城の魅力と価値の発見や、地域の歴史の理解促進を図って行く。具体的な事例としては以下の項目が挙げられる。

【現在実施及び今後実施可能な具体的な事例】

- ・総合学習における出前講座
- ・「宇和島の郷土学習本」の配布
- ・「宇和島城合戦」での城の機能の体験学習
- ・「天守ペーパークラフト」の配布
- ・自然科学教室の開催（自然環境の学習）

2 社会教育における活用

宇和島城では、ボランティアガイドによる城内の案内や小学生高学年対象の「宇和島城合戦」を実施している。また、豊かな歴史・自然環境について年代を問わず、広く周知する事業（石垣めぐり、動植物観察会、ネイチャーゲームなど）など、幅広い学習ニーズに応じた事業を積極的に展開し、市民の学びの場として地域における文化財愛護の啓発に努めるものとする。

【現在実施及び今後実施可能な具体的な事例】

- ・市民歴史文化講座「そこここや」での講座開設
- ・発掘調査、石垣修理現場説明会の開催
- ・「宇和島の自然と文化」などの文化財読本の発行による周知
- ・宇和島城（城下を含む）のガイドの育成

3 中心市街地活性化、観光振興における活用

宇和島城は、地域のアイデンティティを構築する上で重要な要素となることは間違いなく、「宇和島市総合計画」を始めとする市の各種まちづくりに関する計画において位置付けられている。市街地の中心という最高の立地であるという地理的、地勢的、また市民の精神的ランドマークとして大切な存在である。

このように宇和島市にとって中心的存在である「宇和島城」は中心市街地活性化また観光振興の拠点の一つとして、市や地域が行う各種振興施策と連携し活用を展開していく。

- ①宇和島城を学びの場として活用し、宇和島城の価値や魅力を様々なかたちで発信していく。
- ②市民の憩いの場である都市公園としての機能の維持を図りながら、地域振興・観光振興の拠点としての活用との調整を進める。
- ③最高の立地を活かし、市民にとって常に中心的存在と感じてもらえるよう、多様な団体と連携し、イベントや活動の場としての活用を促す。
- ④城内だけの活用ではなく、市内各所から宇和島城を見ることができる“ビューポイント”、“フォトポイント”を設定し整備する。これにより市民や観光客の回遊性を高め、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介して情報の発信・周知を図る。
- ⑤現在の宇和島城や宇和島城公園の“使われ方”を調査し、今後の活用や整備に向けた情報の収集、解析を行う。（現地での聞き取り調査、市民・観光客へのアンケートなど）

【現在実施及び今後実施可能な具体的な事例】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・お城まつりの開催 | ・夜間開城の実施 |
| ・宇和島城（城下を含む）のガイドの支援 | ・記念イベントの企画・開催 |
| ・登城記念印状の発行 | ・外国人観光客の受け入れ |
| ・一口城主の実施 | ・旅行会社とのタイアップ |

第8章 整備

第1節 整備の方向性

第2節 整備の方法

第1節 整備の方向性

第7章で定めた活用の実現に向けて、整備の基本的な方向性は、次のとおりとする

①文化財としての保存と価値の認識と活用整備

文化財保護並びに宇和島圏地方拠点都市地域の中心拠点地区として新たな都市づくりが求められている宇和島市にとって、宇和島城の文化財としての保存を大前提とし、その本質的価値を市民をはじめ多くの人々に正確に、分かりやすく示し、今後宇和島城の文化財としての保存とその価値の顕在化を第1の方向性とする。

②有効な機能の継承と拡充整備

宇和島城は文化財としての機能に加え、現有する公園等の各機能間の適正な調整を図ることを前提に、様々な有効な空間機能を継承しつつ、さらにこれら機能の拡充を図っていくことを第2の方向性とする。

③史跡地としての環境整備と周辺域の一体的整備

宇和島城を宇和島市の都市構造の核であり、また宇和島市のモニュメントとして捉え、その風致に十分配慮し、史跡指定地においては史跡としての価値にウェイトをおいた整備を行い、また合わせてかつての総郭跡や城下町といった周辺域においては、この史跡地を支える地区として一体的に整備を図ることを第3の方向性とする。

第2節 整備の方法

1 主として保存のための整備の方法

宇和島城を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行うとともに、将来的に復旧が必要となる箇所をあらかじめ把握し、毀損の未然防止、拡大防止と復旧を計画的に実施する。

- ①日常的な維持管理とともに、保存のための整備（修理）を必要としている箇所、将来に必要な箇所をあらかじめ把握する。
- ②上記調査の結果に基づき計画的に整備を実施する。整備にあたっては、史跡の本質的価値を損なうことなく維持することを前提とし、現状の記録や発掘調査等の調査・記録を行い、これに基づいて修理を行う。地震や大雨等の災害に起因する毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を執るとともに、毀損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を

検討し実施する。

- ③史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえ、発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者の指導を受けながら整備を実施する。
- ④石垣の整備に関しては、詳細な測量図、石垣実測図、石垣カルテ等を作成し、現状保存すべき箇所把握など現況の調査を経た上で検討しなければならないため、これらの基礎資料の収集も含め、改めて整備計画を策定し対応する。なお石垣の整備は、現状保存を第一に考え、やむを得ない場合に関してのみ、積み直し等の整備を検討する。
- ⑤遺構の平面的表示や立体的表示を工夫し、また、これに伴う城道等の整備を行うことで適切な遺構表現や維持管理を行い、歴史的風致の維持と向上に努める。
- ⑥遺構に悪影響を及ぼすおそれのある樹木や、石垣等の遺構から生えている樹木については、枝払いや伐採を検討する。なお管理にあたっては、生育状況を把握し樹木の記録を取るなど市民に対し情報提供を図り、継続的な植生の管理を行う。
- ⑦史跡としての本質的価値に関する要素の保存を優先的に考えるとともに、景観・都市公園としての価値に関する要素も適切に保全する。

【具体的な整備項目】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・ 天守など城郭建造物の修理 | ・ 石垣、土居など郭の修理、復旧 |
| ・ 建物跡や礎石等の修復、復旧 | ・ 動線および城道の復旧 |
| ・ 支障木の伐採 | ・ 防災施設の整備 |
| ・ 排水システムなどの保全設備の整備 | ・ 新規管理道の検討、整備 |

2 主として活用のための整備の方法

①整備の考え方

史跡等に関わる施設設置については、文化庁文化財部記念物課が監修した『史跡等整備のてびき（2005年6月発行）』の「第4章第3節3.史跡等に関わる施設設置の考え方」に次のとおりまとめられており、これを基準として整備を行うものとする。

【便益施設、案内・解説施設の設置】

適切で系統的な全体の配置計画に基づくこと。計画を定めたものであっても、事前の発掘調査の結果、重要な遺構が発見され、当該施設の設置が遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある場合又は史跡等の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設を設置してはならない。また、設置位置としては、史跡等の中核部でない周縁の地域で、かつ学術的な観点から想定される機能上の役割や領域に抵触しない位置を選択すること。

【公開活用施設のうち「城道（園路）、広場」の設置】

上記に準じたものとする。更に、史跡等の本質的価値を構成する諸要素との整合性についても配慮するため、発掘調査等によって往時の動線等の位置が明らかになった場合には、可能な限りそれらを尊重した配置とすること。

【維持・管理施設の設置】

景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない位置、設備、工法を選択すること。

②安全・快適に利用できる環境の整備

【広場、城道（園路）、ライフライン等の整備】

遺構の保存や景観に留意しながら広場や城道を適切に維持管理し、安全性・快適性を向上するための整備（城内排水施設、ライフラインの更新、土系舗装の修繕、石段の改修、スロープ・手すり・照明の設置等）を検討する。なお、手すり・スロープ等の管理施設については、設置の必要性、望ましいあり方を検討し、適切な措置を図る。

更に、来訪者の歴史的理解を深めるための動線及び都市公園としての散策・レクリエーションのための動線等、様々な動線を確保し、多方面から城跡の魅力を体感できる城道整備を実施する。また、雨水の処理方法を検討し、快適に利用できるよう改善を図る。

【解説板・案内板・道標等のサイン類の整備】

サインの第一義的使命は確実に正確な情報を伝達することである。そのため、分かりやすい表現や表示内容に努めることや、表現や表示の共通性・連続性が求められる。

③史跡の価値を的確に伝達するための整備

【遺構の表現】

- ・調査研究の成果に基づき、真実性を確保した適切な手法を用いて、来訪者に往時の宇和島城の状況を想起させる遺構の表現を行う。
- ・郭における遺構の平面表示等の整備にあたっては、事前に古絵図、文献史料等の調査研究または発掘調査を実施し、史実に基づいた整備のための十分な学術的根拠を得た上で、文化庁、愛媛県教育委員会、宇和島城保存整備検討委員会等の指導を踏まえて実施する。
- ・歴史的建造物の復元については、調査研究の成果に基づき、適切な手法を用いる
- ・地表に露出した城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を魅せる見どころづくりを行う。
- ・遺構の視認性の確保のために、伐採、剪定、除草等適切な植生管理を行う。

【遺構の顕在化】

- ・地表に露出した城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を魅せる見どころづくりを行う。
- ・崩落の危険性がある切岸について、工法等を調査し、保護と保全の方策を検討する。
- ・遺構の視認性の確保のために、伐採、剪定、除草等適切な植生管理を行う。

【既存建造物等の移転】

- ・宇和島城の持つ価値を理解する上で支障をもたらす可能性のある建造物等（遊具や配水池）は、遺構や史跡景観への影響、その歴史的価値、立地性、必要性の観点から、移転、撤去等の対応を検討する。この場合において、必要に応じて発掘調査等を実施する。

④利用者が宇和島城の存在を身近に感じるための整備

- ・宇和島城を身近に感じることでできるサインや案内、説明板等の表示を市内各所へ設置することを検討する。これまで外堀や内堀の一部を標示する石標の設置や、開発行為に伴う発掘調査で出土した遺構（石垣等）を協議の上、現地にて部分的に復元展示するなど行ってきた。今後とも都市機能との調整を図りながら、市民や観光客に分かりやすい表示方法の開発を進め、宇和島城の規模や構造を身近に感じてもらえる整備を行う。
- ・市内各所から宇和島城が良好に見える場所を選定し、「ビューポイント」「フォトポイント」として整備し周知を図る。これにより中心市街地での観光客や市民の回遊性を向上させ活性化を進めるとともに、観光客や市民自ら SNS 等を通じて情報を発信できる場の整備を行う。現在、宇和島城天守にはモバイル WiFi ルーターが設置され、情報発信の環境が整備されている。

【具体的な整備項目】

- ・城内外の新たな動線設定（土居や石垣等の観覧可能な動線）
※案内表示、追手・搦手口など指定地外の市街地における回遊ルートの設定も含む
- ・郭や石垣、礎石等の顕在化のための除草及び支障木の伐採
- ・史跡内（石垣・郭など）における解説板の整備
- ・建造物跡の整備（平面表示、復元など）
- ・追体験可能な場所の創出（作事所跡など）
- ・VR 等の疑似体験可能なツールの拡充
- ・高齢者及び身体障がい者等への対応
- ・多国語表記の導入

第9章 運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

第2節 運営・体制の方法

第1節 運営・体制の方向性

宇和島城の管理に当たり、文化庁、愛媛県教育委員会の指導・助言のもと、史跡の保存管理に関する事務及び史跡内の歴史的建造物（重要文化財・市指定有形文化財）の保存管理、及び樹木管理や緑化及び城道の整備については、文化財保護担当課が担当している。一方、長門丸にある遊具の維持管理については都市公園担当課が担当している。関係部局が史跡の保存管理及び整備活用において密接な連携を相互にとることができる体制を整備する必要がある。

宇和島城の現在までの経緯と対応・分析を踏まえながら、適切な保存と公開・活用を進めていくには、「史跡保護」を最重要事項として位置づけ、市民や関係機関との連携や協力を図り、魅力ある史跡として後世に伝えるため、将来に向けた体制整備が不可欠であり、そのための方向性を以下に示す。

史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行うために、十分な体制の確保を図る。

日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。文化財部局が中核となって、まちづくり、観光振興、都市計画、環境など、宇和島城に関係する宇和島市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材確保等についての検討を行う。

市民との連携を強化し円滑な史跡の保存・公開・活用を進めるため、「宇和島城城山を守る会」などの市民団体を中心に、市民に宇和島城を保護し活用する取組への参加を呼びかけるとともに、宇和島城を地域の誇りとするための情報発信や人材育成を進める。

第2節 運営・体制の方法

1 管理者・管理団体

史跡宇和島城の土地所有は、ほぼ宇和島市が所有している。具体的には「土地・建物等の所有者としての管理」及び「文化財としての管理」に加えて、「公園としての管理」が重層的に発生することから、それぞれの「管理」における各管理主体の責任や役割を整理した上で役割分担等の調整を行い、効果・効率的な管理運営の実現を図ることが必要である。

2 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理・公開については、現在の体制を当面維持する。運営・体制は、史跡としての保存・活用・公開を行う文化財保護担当課、公園の遊具管理を行う都市公園担当課となる。日頃からの連絡を密にし、互いに考え方の齟齬が生じないように、関係者間の連携に努めることが大切である。

3 整備事業に関する運営・体制の整備

整備事業の推進にあたっては、適切な推進体制の確立が必要である。また、今後必ず生じてくる石垣修理等は、長期的な展望のもとに継続的に取り組む必要があり、計画的に実施する。文化財部局の体制を強化し、建設部局と連携をとりながら、整備する必要がある。

4 運営・体制整備に向けて

宇和島城の適正な保存・活用を進めていくには「史跡の保護」を最重要事項として位置付け、市民や関係機関との連携を図り、魅力ある史跡として保存・活用を進めるための将来に向けた体制整備が不可欠である。体制整備の基本的な考え方を次に示す。

①行政内部における体制の確立

- ・城跡の保存・活用・整備は、まちづくり、観光、自然環境、防災などに関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立し、事業の円滑な推進を図る。
- ・城跡を適切に保存・活用していくためには、継続的な調査研究が必要であり、文化財専門職員等の人材を確保するとともに、城郭や石垣に関する研究会・協議会等への参加を通じて、職員の資質向上に努める。

②関係機関との連携を強化

- ・史跡の保存・活用・整備は専門的な側面を有するため、専門家や有識者による検討委員会を設置し、保護の方向性や手法等を検討する。

③市民との連携を強化

- ・宇和島城城山を守る会は、体験学習やイベントへの支援を行っている。宇和島城の保存・活用において欠かせない存在であり、今後も協働に努める。
- ・宇和島城の保存・活用においては、歴史や文化財に関心のある団体だけでなく、多様な団体との連携が重要である。特に活用面においては、各種団体との協働による活用を図り、市民や観光客に、宇和島城が宇和島市の成り立ちや特色を示す中心的存在であることが認識されるよう努める。

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施すべき施策と期間

第2節 施策の実施計画の総括表

第1節 実施すべき施策と期間

本計画において定めた第5章の大綱・基本方針と、第6章～第9章で述べた方向性・方法を具体化するため、実施する施策の目標を整理し、それらの実施期間・道程などを示す。

実施すべき施策には、史跡の調査研究・整備・活用・運営・体制整備など多岐にわたるが、それに掛かる期間については、史跡宇和島城の本質的価値を構成する要素の復元・整備を優先的かつ着実に実施していくため、これらの整備事業の目標年度と整備内容を5年毎の計画で設定する。なお、史跡指定範囲外にある城郭遺構についても、史跡の保存・活用と密接に関係するため、今後の取扱いも含めて施策に反映させる方向で、これに含める。

まず、2019年度から2023年度を第1期事業期間（以下、「第1期」という。）とする。諸処の整備計画策定期間として位置づける。それ以降については2028年度までを第2期事業期間（以下、「第2期」という。）として、第1期で計画した各種整備に取り組むとともに、指定地周辺において関係する遺構の整備について検討を行う。2029年度以降については、その時点で整備の状況や新たな課題等を踏まえ、整備の内容や期間の検討を行う。

1 第1期〔2019年度～2023年度〕

第1期では、宇和島城を計画的に整備し、市民の誇りとなる史跡として公開・活用するため、本計画で定めた基本方針を基に「整備基本計画」を2021年度までに策定し、次年度にそれを実施するための具体的な「実施計画」を策定する。

石垣整備にあたっては、既存の石垣カルテ等を再検討し、優先順位を決め、計画的整備を行う。また、石垣カルテにあたっては再検討後、順次計画的に継続して行い、石垣の基礎資料を収集するように努める。

史跡指定範囲内の歴史的建造物については、適切な維持管理を行うとともに、定期的な診断調査を行い、計画的に保存修理を行う。

植生については、史跡の景観・公園としての見せ方を念頭に置き、樹木や雑草の在り方について整備計画を検討する。

史跡の活用については、史跡内の説明板や案内板の整備、パンフレットやSNS、VR技術の導入など、理解しやすい説明や表現方法を展開することで宇和島城の魅力が伝えられるよう工夫し、歴史学習、社会教育、健康づくり、観光、市民の憩いの場として、幅広い活用促進に取り組む。

体制整備については、ボランティア団体・観光協会などの関係団体や関係部局、関係機関と密接に

第2節 施策の実施計画の総括表

これまでに述べた具体的な実施すべき施策を整理し、各施策の概要・実施期間を総括表として下表にまとめる。

項目/期間			実施期間			備考
			第 1 期 2019-2023	第 2 期 2024-2028	第 3 期以降 2029-	
基礎的な取組						
計画の策定	整備基本計画，実施計画，石垣整備計画等					
調査・研究	文献調査，発掘調査					
管理・運営体制	市、地域活動団体等との連携					
史跡指定地の保存・活用・整備に係る取組						
遺構の 保存整備	石垣の整備	石垣カルテの見直し				5 年毎に更新
		整備の実施				
	郭の整備	各郭の遺構表示及び復元等の検討				
	史跡境界標 の設置	文化財保護法上義務付けられている史跡境界標の設置				
建造物の 保存整備	歴史的建造物の保存・整備	天守、上り立ち門の保存・修理				天守屋根修理、耐震化
		上記建造物の経年劣化調査・耐震診断カルテ作成等の実施				5 年毎に更新
	移築建造物の整備	城山郷土館・桑折氏武家長屋門の保存修理				長屋門修理、耐震化
		上記建造物の経年劣化調査・耐震診断カルテ作成等の実施				
	本質的価値以外の要素の取り扱い	配水池・遊具等の撤去・移転の検討				

項目/期間			実施期間			備考
			第 1 期 2019-2023	第 2 期 2024-2028	第 3 期以降 2029-	
史跡指定地の保存・活用・整備に係る取組						
環境整備	自然環境	史跡や歴史的建物への影響を考えた適切な植栽計画に基づく樹木管理				
		樹木整備計画策定の検討				
	施設の整備	排水システムの検討				
		排水システムの整備				
		利便施設の更新・整備（ベンチ等）				
		上下水道、電気等インフラ施設保守・点検・改修				
		防犯カメラ等防犯設備の検討・設置				
		消火栓、防火水槽、自動火災報知機等消防設備保守・点検・改修				6ヶ月毎点検
		危機・安全マニュアルの作成等緊急対応対策				
公開活用	情報発信	ホームページ、パンフレットや SNS 等による宇和島城や城下町の歴史に関する情報提供の促進				
	啓発・学習	歴史講演会・史跡見学会・体験学習会の開催				
		ガイダンス施設の検討・整備				
		ボランティアガイドの育成と支援				
	案内表示	説明板・サインの保守・整備（更新）				
	活用状況の把握	利用者へのアンケート調査等の実施				
史跡指定地外に広がる城郭域の保存・整備に係る取組						
指定地外の保存整備	城郭遺構の明示	外堀・内堀等城郭関連遺構の標識・説明板等の検討、設置				
	追加指定・公有化	追手門跡など遺構にかかる追加指定の調査と検討				
史跡周辺の環境整備	動線の整備・対策	公共交通機関利用者への対策（誘導案内等）、駐車場整備の検討				
	眺望整備	ビューポイント・フォトポイント等の設定・整備				

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

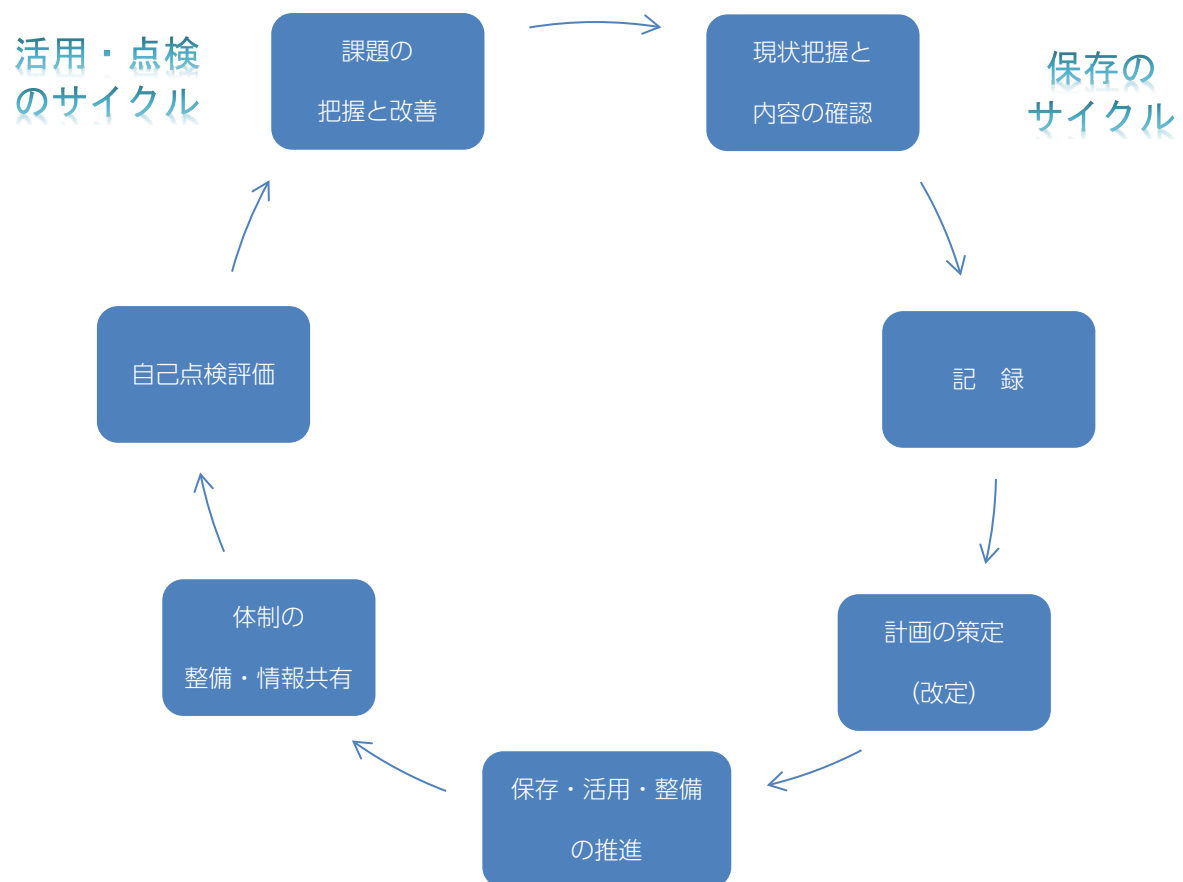
第2節 経過観察の方法

第3節 経過観察により把握された課題の解決

第1節 経過観察の方向性

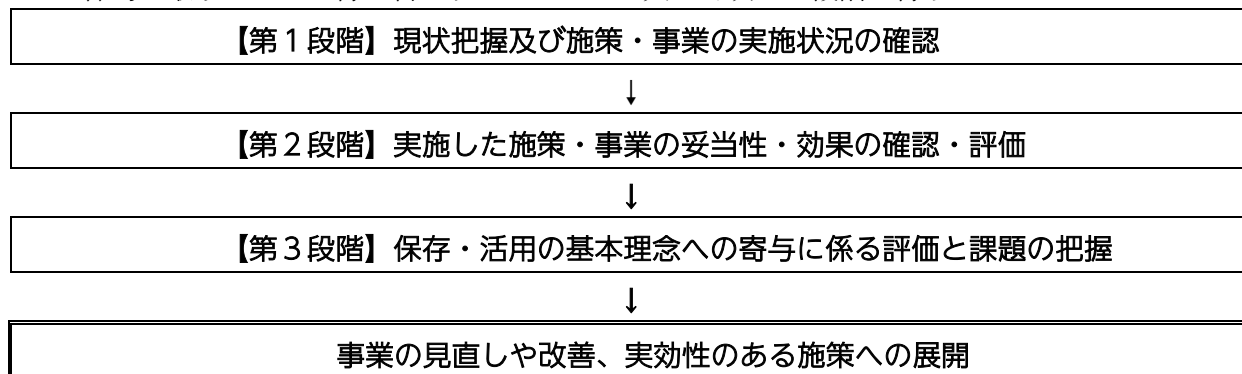
史跡宇和島城を確実に保存し、有効に活用するためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に公開・活用や整備を行っていく必要がある。

このため、保存・管理、公開・活用、整備、運営体制、調査研究等の各分野について定期的・日常的に点検することが必要であり、施策・事業の進捗状況を個別的及び全体的に把握し評価することにより、的確な改善方法を抽出し、次の施策・事業に反映させることができる。この経過観察は、文化財保護担当課が中心となって、宇和島城に関わる施策・事業の経過観察を全体的に取りまとめ、教育や観光、まちづくりなどの関係部局とも連携し、その成果・結果を活用していく。



第2節 経過観察の方法

経過観察の方法については、関係する担当部局が責任を持って行う事業を、文化財保護担当課が全体的な取りまとめを行い管理することとし、大きく次の3段階で行う。



実際に経過観察を行う際には、保存・管理、公開・活用、整備、運営体制、調査研究等の各分野について、施策・事業の進捗状況、実績の点検、課題の抽出などの点検指標を明示したチェックシート（自己点検表）を利用する。評価は3段階（①未取組、②計画中、③取組済）で行い、取組の現状・目的・成果等を付記する。

経過観察結果の評価は、文化財保護担当課や関係部署等の内部評価の他、外部評価として文化財保護審議会や、宇和島城の整備を検討する「宇和島城保存整備検討委員会」や、史跡整備等各分野の専門家の意見を伺う。また、幅広い意見を評価に反映させるため、観察分野に応じて、関係する地域団体の意見や、来訪者や利用に対して行うアンケートやヒアリングを実施し、こうして得た評価結果を文化財保護担当課が取りまとめる。

1 第1段階－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認

保存活用の理念に対し、各項目について施策や事業がどの程度達成できているかを点検し確認することで、現状を把握し、目標を明らかにする。経過観察の指標、方法、観察時期・期間については、別表のとおりである。

2 第2段階－実施した施策・事業の妥当性、効果の確認と評価

第1段階での点検結果をふまえ、分野別に実施した施策・事業は円滑に進んでいるか、事業の内容は妥当だったか、効果を発揮しているか等を確認し、次の指標で評価を行う。

（1）保存に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔評価の基本的指標〕

- ①本質的価値の構成要素となる石垣や歴史的建造物の保存は適切な方法が採られているか。
- ②歴史的環境や背景を構成する要素となる建造物の保存修理の方法は適切か。
- ③自然環境や景観を構成する要素の保存方法は適切か。
- ④調査・研究の方法や内容は適切に行われているか。
- ⑤史跡の点検方法や記録の整理、それによって得られた結果の活用や公開が適切か。

第 1 段階の経過観察の点検指標、観察の手法、観察時期・期間一覧表（1/2）

分野	経過観察の点検指標となる項目	観察の点検・確認等の方法	実施する時期・期間
保存 管理 関係	①指定地内の遺構や歴史的建造物が確実に保護されているか	文化財保護担当課による点検・記録	年 4 回（季節毎）
	②史跡の本質的な価値を有しないその他の要素について検討や対応が行われているか	文化財保護担当課、関係部局による確認（文化財保護担当課で集約・整理）	年度末
	③樹木等植栽管理が適切に実施されているか	文化財保護担当課による点検・記録	年 1 回
	④指定地及びその周辺地域の環境美化がなされているか	文化財保護担当課による点検・記録	年 1 回
	⑤現状変更に対する対応が適切に行なわれているか	文化財保護担当課による点検・記録	年 4 回（季節毎）
	⑥保存活用計画に基づいた年次計画に沿って事業が実施されているか	文化財保護担当課による確認	年 1 回
	⑦計画実施において問題点が発生していないか	文化財保護担当課による確認	年 1 回
	⑧防火・災害等の対策が適切に取り組まれているか	文化財保護担当課による点検・記録	6 箇月毎に 1 回（消防法及び同法施行規則に基づく）
	⑨追加指定に向けての検討が実施されているか	文化財保護担当課による確認	年 1 回
	⑩遺構や歴史的建造物の劣化状況や保存環境に係る検討はされているか	文化財保護担当課による確認	年 1 回
公開 活用 関係	①情報発信や公開が適切に実施され、その活用状況が把握されているか	文化財保護担当課、関係部局による把握（文化財保護担当課で集約・整理）	年 1 回
	②見学会・体験学習等は計画的に実施されているか	文化財保護担当課による確認	年 1 回
	③来訪者数の実態が把握されているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	④近隣の文化施設との連携が図られているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑤学校教育や生涯学習などでの利用状況が把握され、活用になされているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑥他の歴史的文化遺産と連携した活用が行われているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑦ボランティア団体の活動把握や支援が行われているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑧ガイダンス等の施設が検討され、整備されているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑨多言語（外国人向けの）対応がなされているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑩見学会・体験学習等は計画的に実施されているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑪史跡等の本質的な価値を学び理解する場となっているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回
	⑫文化的観光資源としての活用がなされているか	文化財保護担当課による把握	年 1 回

第1段階の経過観察の点検指標、観察の手法、観察時期・期間一覧表（2/2）

分野	経過観察の点検指標となる項目	観察の点検・確認等の方法	実施する時期・期間
整備関係	①史跡の本質的価値を有する要素の保存修理は行われているか	文化財保護担当課による把握	年1回
	②保存・活用を十分検討した整備が行われているか	文化財保護担当課による把握	年1回
	③史跡の遺構表現等は発掘や文献調査等の史実に基づいているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	④遺構等に影響が及ばないように整備されているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	⑤復元や修復を行う際、適切な技術で実施できたか	文化財保護担当課による点検・確認	復元修復時確認
	⑥復元や修復整備後に修復の状況を管理しているか	文化財保護担当課による点検・確認	復元修復後定期的に実施
	⑦分かりやすい整備が行われているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	⑧整備基本計画に基づいた整備が実施されているか	文化財保護担当課による点検・確認	修復後
	⑨トイレ等の便民施設の維持管理は適切に行われているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	⑩公開活用施設や便民施設、園路・広場の整備が歴史的景観と調和しているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
運営体制関係	①保存・管理・活用のための体制は整っているか	文化財保護担当課、関係部局による確認	年1回
	②市民や地域の活動団体との連携、協働の取組が行われているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	③史跡等周辺の環境保全のため地域住民や関係機関との連携が図られているか	文化財保護担当課、関係部局による確認（文化財保護担当課で集約・整理）	年1回
	④市の関係部局との連携が図られているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
	⑤国・愛媛県との連携が図られているか	文化財保護担当課による点検・確認	年1回
調査研究体制	①文献等の調査・研究が実施されているか	文化財保護担当課による確認	年1回
	②発掘等により遺構の調査・研究が実施されているか	文化財保護担当課による確認	年1回
	③遺構や歴史的建造物の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	文化財保護担当課による確認	年1回
	④今後の整備に向けての基礎調査が実施されているか	文化財保護担当課による確認	年1回

（2）活用に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔評価の基本的指標〕

- ①来訪者や利用者の史跡に関する知識や理解、及び満足度が得られているか。
- ②来訪者や利用者数は増加しているか。
- ③情報発信の内容や方法は適切に行われ、効果を発揮しているか。
- ④ボランティアガイドの利用が増えているか。
- ⑤学校教育や生涯教育などで歴史学習の場として利用され、効果を発揮しているか。

（３）整備に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔評価の基本的指標〕

- ①本質的価値を構成する要素となる石垣や歴史的建造物の保存修理や遺構の表現は、適切な方法で行われ、保存・活用に効果を発揮しているか。
- ②遺構の復元や表現は、本質的価値を顕在化するとともに、来訪者等の理解につながるものとなっているか。
- ③自然環境・景観を構成する要素の整備は適切に行われているか。
- ④公開・活用のための施設等は、利用者の利便性に適し、満足度が得られているか。また、これらの施設・設備が遺構に影響を与えず、歴史的景観と調和した整備となっているか。

（４）運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔評価の基本的指標〕

- ①保存・管理、活用・整備についての体制は適切に組織され、効果を発揮しているか。
- ②文化財の情報発信や、啓発、地域活動への支援等の体制は適切に組織され、効果を発揮しているか。
- ③市民や地域の活動団体との連携、協働の取組等が行われ、効果を発揮しているか。
- ④国・愛媛県と情報を共有し、連携するための方法と内容が適切か。

（５）調査研究に関わる施策・事業の妥当性と効果

〔評価の基本的指標〕

- ①宇和島城の歴史を再構築できるような文献調査、発掘調査が行われているか。
- ②史跡や建造物の保存・復元、整備・活用に資する成果を提供することができたか。
- ③調査研究によって新たな知見が見出されたか。

<第 2 段階の評価の方法と時期>

〔方法〕 内部評価：文化財保護担当課や必要に応じて関係課を交えて実施。

外部評価：文化財保護審議会、史跡宇和島城保存整備検討委員会、史跡整備等各分野の専門家により実施。なお、活用、整備、運営・体制にかかわる分野については、関係する地域団体、来訪者や利用者に対してアンケートやヒアリング調査を一定の期間を設けて実施する。

〔時期〕 第 1 段階の結果整理後の次年度において事業の妥当性、効果の確認と評価を行う。

3 第 3 段階－保存・活用の基本理念への寄与に係る評価と課題の把握

第 2 段階の評価を受け、実施した施策や事業が「宇和島城の価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」といった基本理念にどの程度寄与しているかの評価を行う。また、これまでの過程で確認された課題を把握する。

〔視点〕 ①目指すべき史跡の保存・活用等の姿を実現することができたか。

②まちづくりや地域のアイデンティティの創出に寄与しているか。

<第 3 段階の評価の方法と時期>

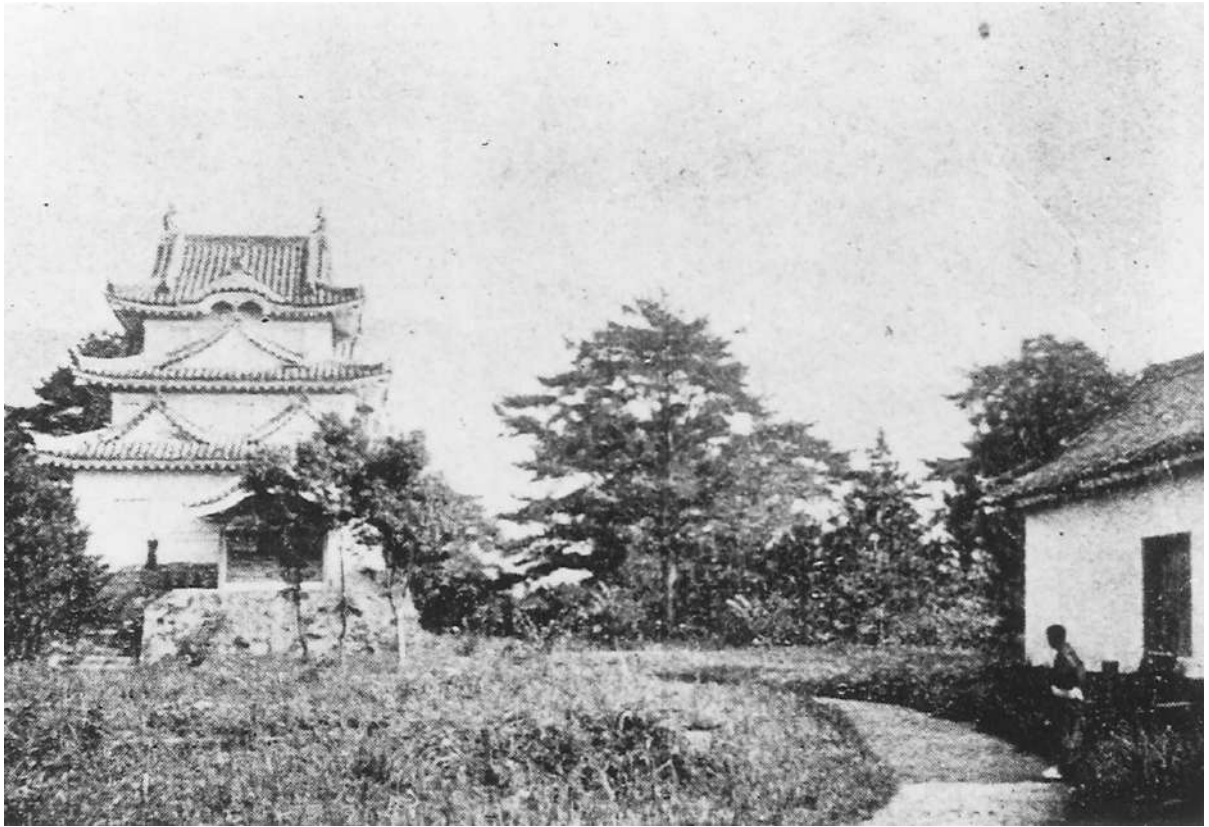
第 1、2 段階で関わってきた文化財保護審議会、史跡宇和島城保存整備検討委員会や史跡整備等各専門家、その他学識経験者や地域活動団体の意見を踏まえながら、文化財保護担当課が中心となって必要に応じて関係課を交えて協議・検討を行い、総合的に評価・判断する。

第 3 節 経過観察により把握された課題の解決

経過観察の評価と把握された課題を踏まえ、個別の施策や事業計画、運営体制等の見直しを 1 期事業計画期間（5 年）毎に行う。また、本計画においても、施策や事業の進捗、新たに把握された課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行うこととする。

資料編

1. 古写真
2. 古絵図・古地図



宇和島城天守（明治）



宇和島城天守（大正 10 年（1921））



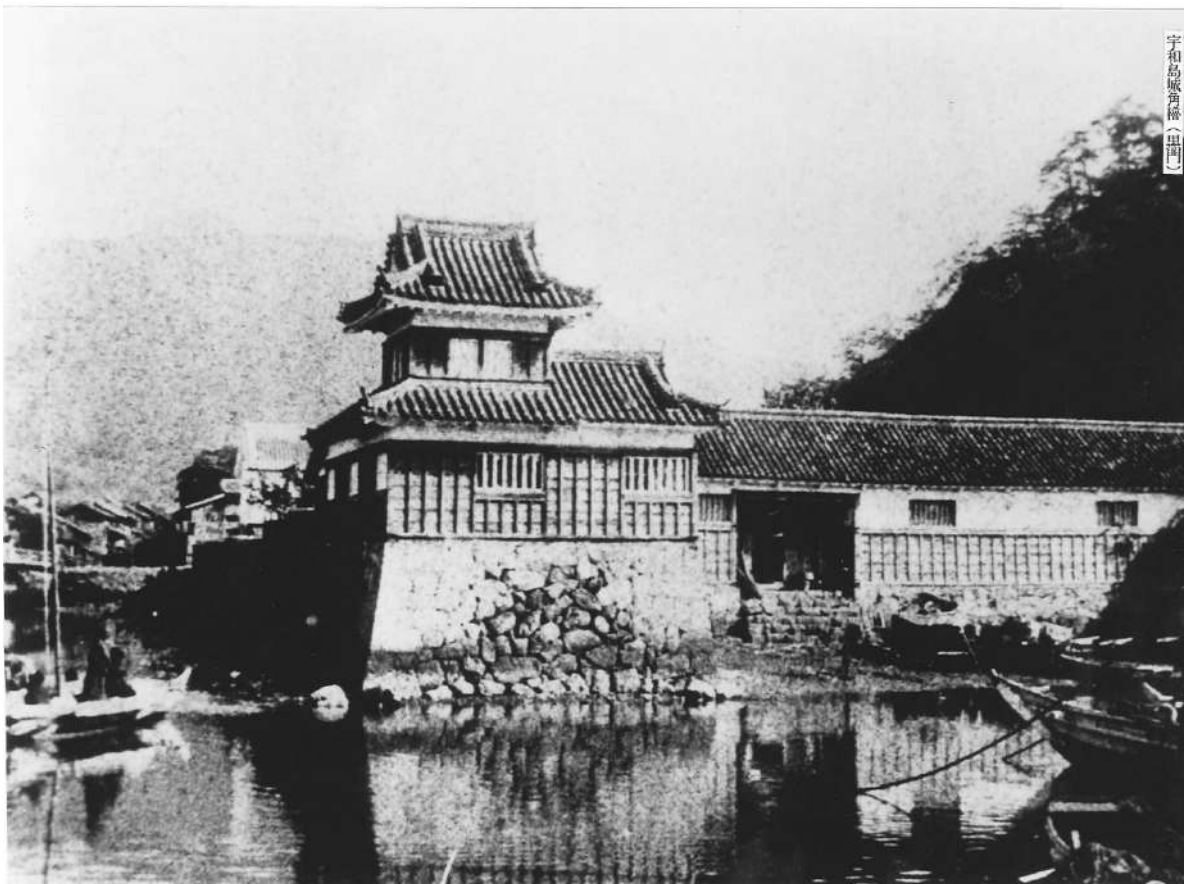
追手門（裏側、明治）



追手門・豊後橋（明治）



宇和島城下 (明治)



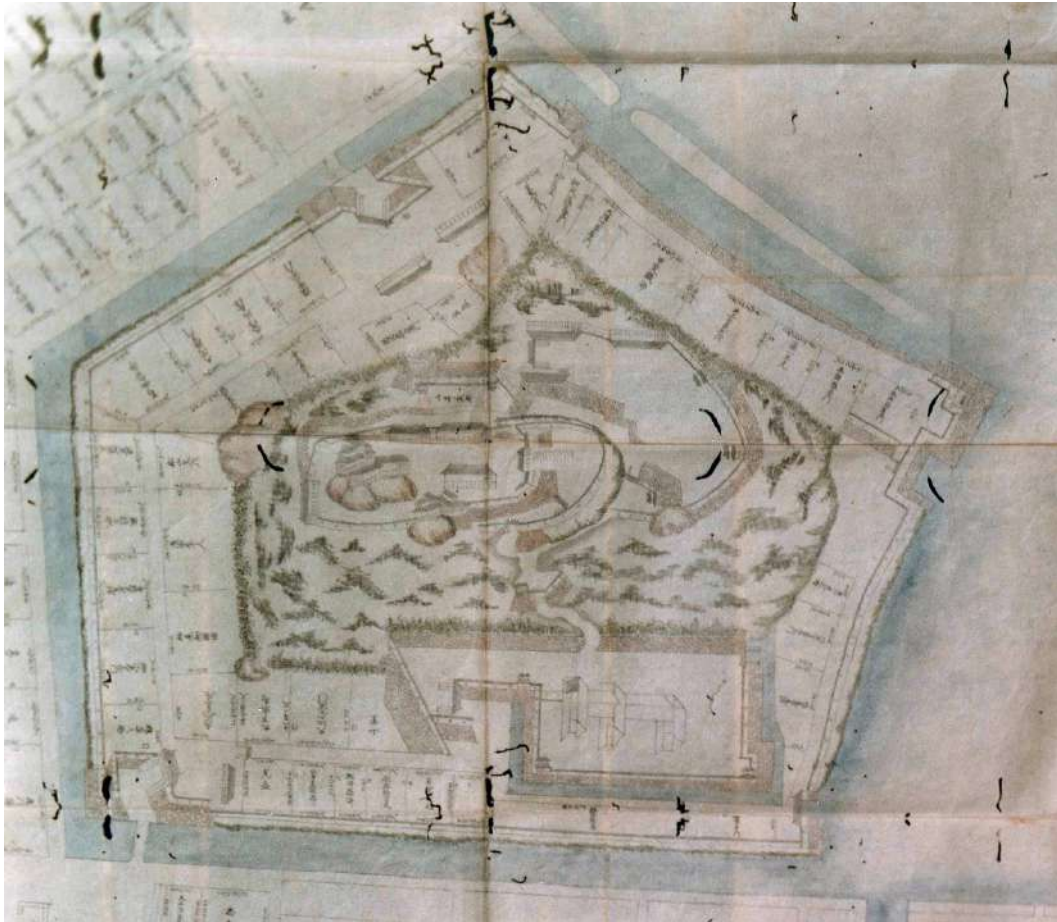
黒門・黒門矢倉 (明治)



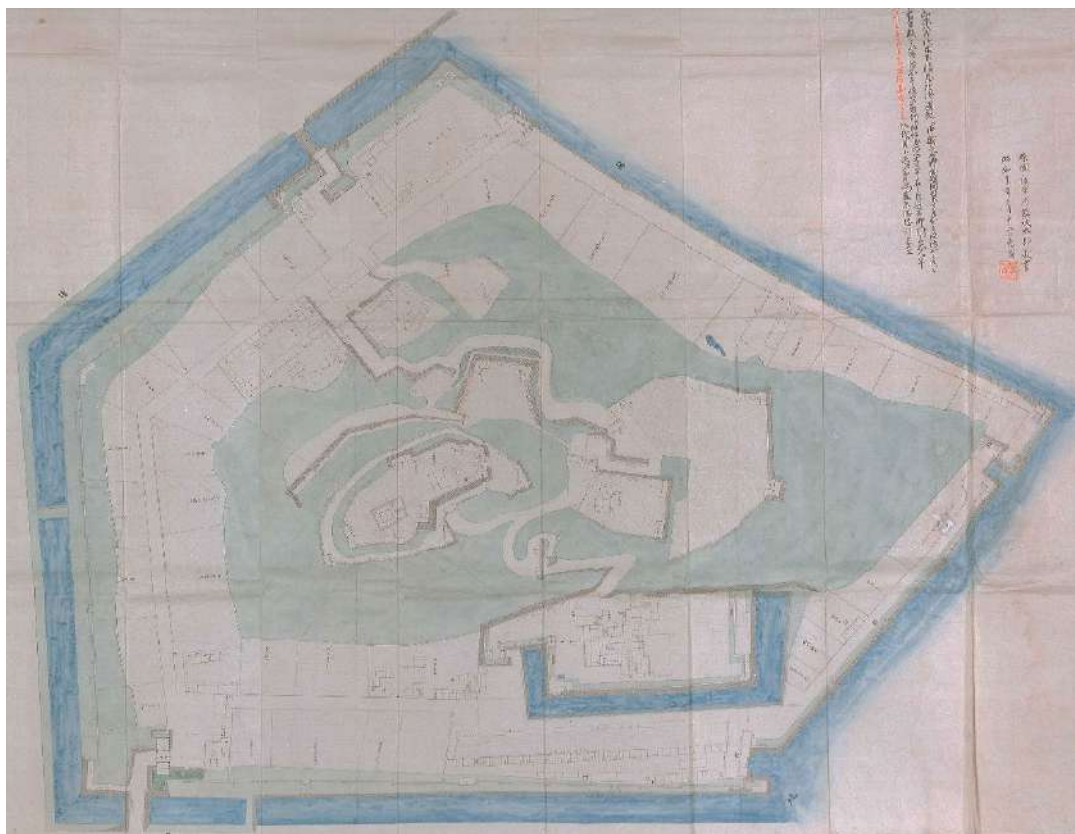
山里倉庫（城山郷土館） 移築前（昭和）



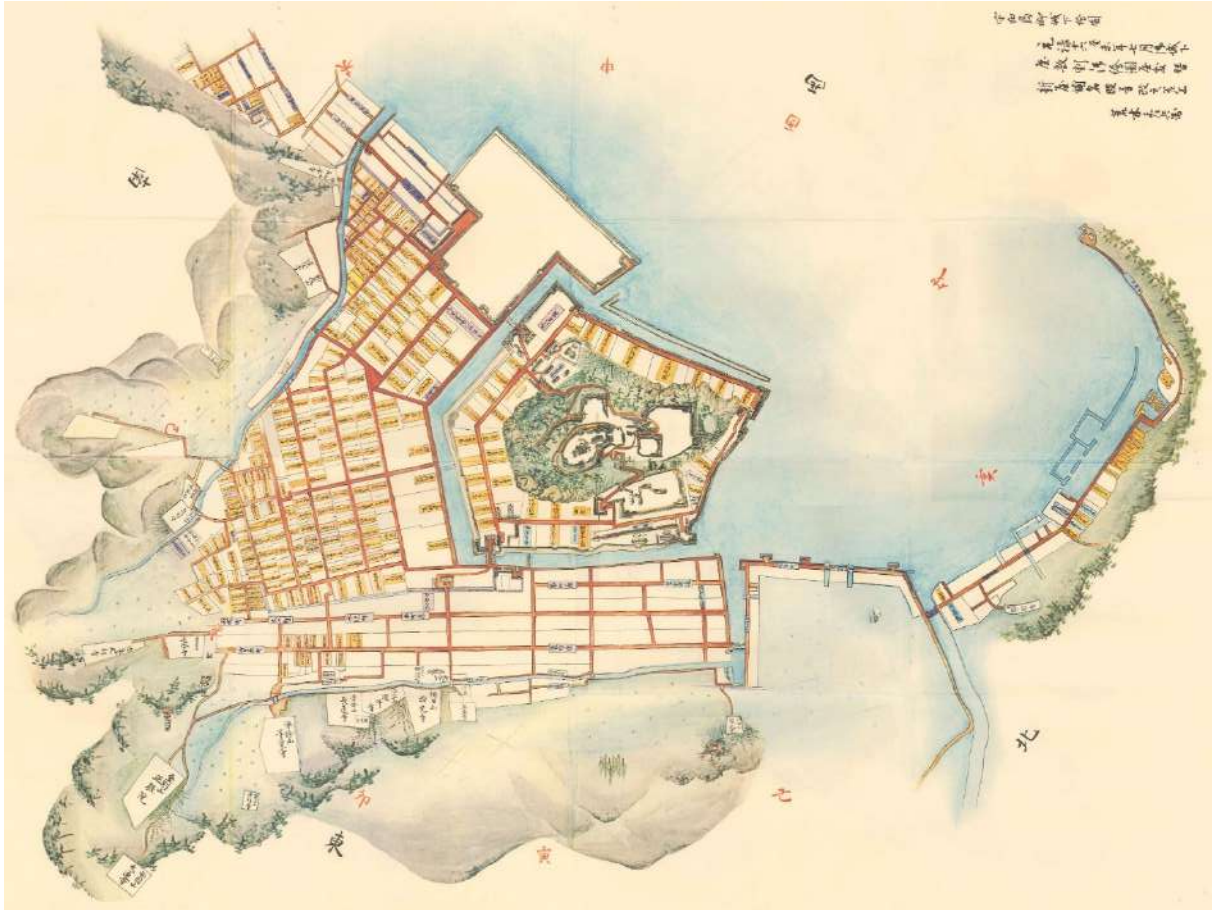
藩老桑折氏武家長屋門 移築前（昭和）



宇和島城下絵図 部分（承応3年（1654））【伊予史談会 蔵】



宇和島城絵図（正徳元年（1711））【（公財）宇和島伊達文化保存会 蔵】



宇和島城下絵図（元禄元年（1703））【（公財）宇和島伊達文化保存会 蔵】



宇和島城下絵図（安政・文久頃）【（公財）宇和島伊達文化保存会 蔵】



宇和島市街地図 (明治 43 年 (1910))



観光宇和島市立体地図 (昭和 28 年 (1953))

史跡宇和島城 保存活用計画書

平成 31 年（2019） 3 月

編集・発行 宇和島市教育委員会（文化・スポーツ課）

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地

TEL：0895-24-1111（代表）FAX：0895-22-5058

電子メールアドレス bunka@city.uwajima.lg.jp